

○坪内委員長

ただいまから、防災地域建設委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり、企業局、地域振興部、土木部、防災部の順で所管事項の審査及び調査を行います。

なお、本日中に終了しない場合は、明日、引き続き未了分を行いますので、御承知ください。

これより、企業局所管事項について、審査及び調査を行います。

はじめに、企業局長の挨拶を受けます。

高宮企業局長。

○高宮企業局長

おはようございます。坪内委員長、原副委員長はじめ、委員の皆様には平素から企業局の業務につきまして、御指導を賜り厚くお礼を申し上げます。

国におきましては、先月末に健康への影響が懸念されますPFASにつきまして、水道水に係る全国調査の結果を公表したところであります。この調査結果では、国の暫定目標値がございますが、これを超えた水道事業、全国では令和2年から令和5年度までで合計23事業ございました。令和6年度につきましては基準超過の水道事業はございませんでした。春先に一度、県企業局の令和5年度までの検査結果につきまして御紹介をいたしましたが、改めまして令和6年度分も含めまして県企業局が所管します3つの上水事業につきまして、調査結果は令和2年度から令和6年度までトータルでいずれも国の暫定目標値1リットル当たり50ナノグラムを大幅に下回ります、2ナノグラム未満という結果であります。現在国は、暫定目標値、この今後の取扱いにつきまして検討を行っているところであります。この状況を注視しながら対応が必要であれば行ってまいりたいと思っております。

本日は補正予算案のほか、江津地域拠点工業団地の若干課題がございます、この対応の考え方について、また安来市切川地区におきます工業用地の状況につきまして御報告をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された企業局に係る議案は、予算案1件です。

予算案の審査を行います。

第148号議案について、執行部から説明してください。

門脇企業局総務課長。

○門脇企業局総務課長

企業局の令和6年度11月補正予算案について御説明いたします。

資料1ページをお願いいたします。これは、奥出雲町にございます三成ダムにおきまして、今年の9月、放流の際に必要となります警報設備に不具合、故障が生じたところがございます。この警報設備はダムの下流、周辺に住まわれる皆様、釣り、その他で河川を利用される方々に注意喚起をするものでございます。当面、代替措置として放流の際に警報者により、職員が警報活動を行っておりますが、早急に設備を更新したく令和6年度から

7年度まで限度額8,400万円の債務負担をお願いするものでございます。

企業局の補正予算案につきましては以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第148号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。第148号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託議案の審査を終了します。

続いて、報告事項について執行部から説明を受けることとします。質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

矢木企業局経営課長。

○矢木企業局経営課長

資料の2ページお願いをいたします。江津地域拠点工業団地（第3期造成）について説明いたします。この3期造成につきましては、令和5年2月議会の建設環境委員会で説明し、事業に着手しているところですが、着手後の状況変化、それに対する対応の考え方について説明いたします。

1ポツ、これまでの想定を御覧ください。着手時には造成費約25億円で12,9ヘクタールを整備し、分譲単価は1期、2期と増額の1平米当たり2万円を想定し、令和9年度に工事を完了、分譲開始する予定で事業を開始したところです。

2ポツ、状況の変化でございます。造成着手に当たり、詳細設計を行ったところ、地盤改良工事の増加、また、昨今の金利上昇リスクの反映などによりまして、現時点で取り得る工夫を行いましても、10億円程度のコスト増となる見込みであります。これに基づきますと、分譲単価が1平米当たり2万5,000円程度となってしまうところでございます。なお、分譲単価、表の中の括弧書きでございますが、これは購入企業に対して、県と市がそれぞれ20%の土地購入補助を制度化しており、補助後の単価を記載しております。従来の試算でしたら1万2,000円だったのが、詳細設計後は1万5,000円に上がる試算となっております。

3ポツ、対応の考え方でございます。現行単価の2万円でも県内ではソフトビジネスパークに次いで2番目に高い水準でございます。江津地域拠点工業団地を石見地域の主要な産業基盤として産業振興を推進するためには、企業にとって立地検討の候補となるよう、現行の分譲単価2万円、補助後で1万2,000円の範囲内に単価を抑制する必要がある

と考えております。

次のページを御覧ください。このため（２）単価抑制の手法として、一般会計から宅地造成事業会計へ事業費の増加分に相当する１０億円の補助をしたいと考えております。具体的に補助をする年度としては造成工事が本格化する令和８年度から令和１０年度の３年間を想定しております。この補助の財源といたしまして、電気事業会計の利益剰余金を考えております。電気事業決算の利益処分を経て、今後もある程度を一般会計へ繰り出す予定でございます。繰り出した額のうち、１０億円を活用するものでございます。利益剰余金の処分につきましては、議会の議決を要するものでございますので、その都度、剰余金全体の使途の考え方、その時点における本団地の造成コストの状況等を説明いたしまして、支援の必要性の判断を受けたいと思っております。最終的には予算審議を経て、補助を実施するものでございます。例えば、令和６年度、今年度の利益剰余金は令和７年度に利益剰余金の処分の議決をいただき、その後、令和８年度当初予算の審議をいただいて、一般会計へ繰り出し、補助の予算化を行うというのを考えているところでございます。なお、地方公営企業は、独立採算制を基本としているところでございますが、この例外として地方公営企業法第１７条の３の地方公共団体は災害の復旧、その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計または他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助することができるとの規定を適用して、補助を行うものでございます。

（３）さらなる工夫検討といたしまして、この一般会計からの補助による単価抑制に加えて、企業ニーズに合った区画割りや形状の変更、見直し、さらにこれに併せて地盤改良費の減など造成コストの減を検討しているところです。こうした検討に基づく追加設計や行政手続などの再調整が必要となるため、工期の延長が必要となり、工事の完了見込みは当初の令和９年度末から令和１０年度中に延びる見込みでございます。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

竹原工業団地整備室長。

○竹原工業団地整備室長

資料の４ページをお願いします。安来市切川地区工業用地造成事業の状況についてです。１ポツの県による調査等の実施状況を御覧ください。株式会社出雲村田製作所の工場立地計画の概要については下段参考に記述させていただいておりますが、本年６月、定例県議会において商工労働部より提案し議決をしていただいた債務負担行為に基づき、株式会社出雲村田製作所、安来及び県の３者は７月３日付で調査等協定書を締結し、次に示しております企業判断に必要な地権者の意向確認や地質調査等の各種調査及び調整を実施し、おおむね完了したところでございます。なお、企業とは毎月の定期ミーティングを開催し、随時情報共有しているところです。

続いて２ポツの今後の対応見込みを御覧ください。今後の対応見込みといたしましては、企業から用地造成に進むかどうかの結果連絡があり次第、地権者や地元関係者に連絡することとしております。そのほか、次に示しておりますとおり、令和７年度当初予算に必要となります企業会計、一般会計の予算を盛り込み、２月定例会に上程することとしております。内容といたしましては、企業会計側で用地取得費、詳細設計等の造成に関する費用、一般会計側で費用返還、これは県責任による中止が必要な場合の債務負担行為を予定して

おります。また、令和7年4月には、企業、安来市及び県の間で用地造成事業の実施に関する協定書を締結する予定としております。なお、その後の用地造成事業の想定工期といったしましては、次に示す内容としております。以上、報告となります。

○坪内委員長

説明がありました。質疑等はありませんか。

尾村委員。

○尾村委員

江津地域拠点工業団地の問題ですが、今、説明があったとおり、要は電気事業会計で黒字が出てると。その剰余金処分で、今、国民スポーツ大会に基本にお金を使っているという問題があると。だけど、江津地域拠点工業団地、ここの分譲単価を下げないといけないんだということで、はっきり言えば電気事業会計の剰余金を江津地域拠点工業団地の単価を下げるために使わせてくれと一言で言えばそういうことをしたいということで間違いないですよ。

○坪内委員長

高宮企業局長。

○高宮企業局長

おっしゃるとおりであります。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

私としては、これまで飯梨川、斐伊川、それから江の川用水供給事業の問題でこれらの供給単価、受水側からすれば受水単価を下げるべきじゃないかということを一貫して言ってきました。これまで企業局側の答弁からすれば、その地方公営企業というのは会計ごとの独立採算が求められているということで、とてもそういうことはできませんよということを繰り返し本会議の場でも、また、決算特別委員会の全体会の場でも述べられてきた。そういうふうに述べられてきたというのは地方公営企業法、先ほど説明があった第17条の2の規定を答弁されていた。今回は法律違反とは言いませんけれども、地方公営企業法の第17条の3の規定を適用するんだというふうに考えておられることだと思います。だから、法でいうところの第17条の3規定の適用だから、繰り返しのなりますけど法律違反ではない。けれども今までは第17条の2の規定を答弁で用いられて、独立採算だから江の川の水道にはお金は使えないんだと、企業局は独立採算でやるんですよという答弁をされてきたというのは、これは高宮局長の前のずっと時代のことだったんですけど、私が今、言っていること間違いないですよ。

○坪内委員長

高宮企業局長。

○高宮企業局長

これまでの経過はそのとおりでありまして、私が今回、今年度の決算特別委員会の全体会で御質問を受けた中で、先ほどの特例の規定、17条の3項、災害の復旧その他特別の理由がある場合には、他の会計から補助をすることができるという制度がございます。その上で法の趣旨に照らしますと、慎重にこれは適用すべきですけども、適用自体はその自

治体が判断をすることで、適用を判断することができるという規定、考え方になっているという答弁をしたところであります。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

局長の言われるとおりでと思います。ですから、じゃあ、その法の規定でいくと、これが法律違反を今やろうとしているわけじゃないわけだから、地方公営企業法の第17条の3の規定に沿って提案をされているわけだから。だからこのことを、どうのこうのとは法律違反でも何でもない、だけど、じゃあこのことが考えられるならば、第17条の3の規定をこのたび適用するというのであれば、水道事業会計に対しても、この第17条の3の規定が使えるというように私は当然返しますけど、その点はどうでしょうか。

○坪内委員長

高宮企業局長。

○高宮企業局長

制度的には不可能ではないということであります。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

そのとおりで思っています。これは基本的には政策判断になってくるというふうに思うところであります。私は、その結果的に水道というのは一人一人の民生だと。このたびの宅地造成事業というのは、基本的に企業が分譲地を購入する、その企業のための分譲単価を引き下げると、それは企業のためだけだとは私は言いません。すなわち、そこで企業が進出することによって、そこで雇用が生まれて、そこで経済循環が回るわけですから、当然地域の皆さんでは歓迎されるということは理解した上でのことです。そこで、じゃあ、この下げたということにした場合でも、本当に企業は出てくるのか、このところは当然考えていかなきゃならないと思うんです。企業局の、この間の経緯見たときに、令和5年それから令和6年、第1期、第2期の、この江津の拠点工業団地の企業進出というのはゼロだった。だから今、第1期と第2期で11社出てきている。分譲率は66%、2年間動きがない。全く企業は出てきてない中で第3期の工事が今はじまっている。そして、分譲単価を下げるために10億円というお金を使おうじゃないかということになってる。そうなったときに本当に企業の進出見込みがあるのかどうか。そのところを私は当然危惧しますが、そこはどのようなものでしょうか。

○坪内委員長

高宮企業局長。

○高宮企業局長

先ほどおっしゃられたとおりであります。現在11企業が進出をしております。この第3期の造成の実施を判断いたしましたのが令和4年度の頃でありまして、この当時、比較的企業から引き合いがあった状況であります。現在の引き合いは当時に比べますと少ない状況でありますけども、何よりも県西部地域の産業振興を図っていききたいという、こういったような考え方で造成に踏み切ったわけではありますが、今後、分譲単価の抑制、それか

ら企業ニーズに合いました区画の検討を行いながら、団地の魅力化に努めてまいりたいと思っております。ちょうど最寄りにインターができるという、こういったようなことを好機と捉えまして、この造成、進めていっているわけですが、江津地域は豊富な工業用水、それから工業高校やポリテクカレッジ島根などございます。地元の人材も供給できるのではないかと考えておまして、こういったような強みを生かしながら先ほど言いました県西部地域の産業振興促進をしていきたいということでもあります。地元の江津市、それから商工労働部と連携して企業の誘致、働きかけてまいりたいと思っております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

私はね、県土の均衡の発展というのは本当に願います。島根県の西部地域がもっと人口が増えて、地域が活性化することを、それは当然心から願っております。その上で私は冷静に今の企業の誘致、団地造成を見ていかないといけないと思うんです。実績は先ほど言いましたように、江津地域拠点工業団地は第1期、第2期、ここ2年間1社も出ていないという現状がまずある。今、先ほど竹原工業団地整備室長が説明されたけども、企業局は安来市に出雲村田製作所を来てもらうということで、今、団地造成やっている。そこに1,000人もの雇用を出雲村田製作所は安来市に入れようとしている。松江市だって、今、工業の企業の誘致を団地造ってやろうとしている。出雲市だってやろうとしている。はっきり言って県内の企業誘致合戦というのが戦われているわけですよ、現実問題。安来でやられ、松江でやられ、出雲でやられ、そして私は西部、願いますよ、発展を。でも、江津も戦っていかないといけない。東京一極集中ということが問題なるんだけど、島根県のところでも東と西と競争し合ってるわけですよ。私はやっぱりこれは均衡なる発展を願うんだけど、西部のほうにも私は出る企業あれば出てもらいたい、けれども実績としては出てないわけですよ、現在。そういう中で第1期と第2期の今の工事のところでも余っているわけですよ。そこで第3期をやっぺいこうとしている。そのために県民の税金を10億円まだ投入しましょうかと言っている。私はその10億円投入して企業が来てくれるということならば、それは生きたお金になるでしょう。だけど10億円というお金があれば、水道のいわゆる受水単価を下げるためには大きな力にもなるでしょう。ここはもう政策判断になってくるわけですよ、政策判断に、このところは企業局もいろんな工夫されてることは重々分かってますけども、これは県全体としての、局長、政策判断、知事部局と一緒にやるべきことじゃないですか。

○坪内委員長

高宮企業局長。

○高宮企業局長

まず第3期の今回の10億円の補助ということでの、この例外規定の適用の考え方でありまして、改めまして、この補助金、当時方針決定時点では、先ほど説明をいたしましたように想定できなかった事情変化ということがまずございます。現時点それに対応して取り得る工夫を行っておりますけども、その上でやはりこういったような状況であります。何ら手だてを講じなければ、この上昇した分譲単価っていいものは先ほども委員おっしゃいましたように企業誘致の競争力が低下するということでもあります。これによって分譲

が促進をされないということになりますと、県西部地域の産業振興にも寄与しないということと同時に、我々企業会計の経営にも大きな影響があるという支障を来すおそれがあるということでもあります。こういったようなことも含めまして、総合的に考えて今、取り得る対策としてこういったような補助金ということをお願いさせてもらうのが一番いいだろうということと考えたところです。一方で、先ほどおっしゃられた水道事業はどうなんだというお話であります。少し御紹介をさせていただきますと、県の企業局の用水事業の供給単価でいいますと口頭になりますと、斐伊川が一番高い、これ概数で申します111円。これ立米当たりですね。飯梨川が39円、立米当たり。江の川が84円ということになっております。一番高いのは斐伊川でありまして、やっぱり管路が長いとかそういったようないろんな状況がありまして、こういう単価に差が生じているということでもあります。決算特別委員会の中でも御答弁いたしましたけども、こういったようなコストの削減の取組、現在もやっております。管路のダウンサイジング、それから計画修繕。こういったようなことを現在もやっておりますけども、例えばこういったような現在の取組に加えまして、少し考えておりますのが、料金が最も高い例えば斐伊川用水におきます運転管理費の低減、こういったような取組について、国庫補助金を活用した可能性調査に取り組む価値があるのか、ないのか。こういったような検討をしてみるとか、まず用水供給としてできることをまず検討し、取り組むことを優先に行ってまいりたいという、こういった考え方で事業全体を進めてまいりたいと思っております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

繰り返しませんけど、今、水道事業についてはこれまでにない一定の前向きな答弁があったというふうに理解しました。拠点工業団地に戻りますけども、これは今さら言うて戻ることじゃありませんけれども、この事業を着手するまでのところ、着手してからの詳細設計が甘いと。このことによってこういう事態が私は起きているというふうに思いますけど、局長どうですか。

○坪内委員長

高宮企業局長。

○高宮企業局長

当時、先ほど説明をいたしました、まず判断のときにはどうしても概算、概略で設計をするということで、その数字を見通すということになります。その後、導入決定して具体的に工事の具体化をする上で詳細設計に入るわけですので、そこでどうしても今の状況で地盤改良、見えなかったところの少し課題が見えてきたという、こういったような状況がどうしても出てしまうということは確かに甘いと言われれば、そういう側面ありますけども、判断当時に判断し得る材料として持ち得るには多少限界もあるというところでありまして、こういったような実際、詳細入って見るとこういった状況になったというのは事実でありますので、甘いと言われれば元のところは限界がございまして、そういうことだと思えます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

これで終わりますけども、その地方公営企業というのは基本的に2つの考え方でやらないといけませんね。一つは公共の福祉。それからもう1点は経済性の発揮。この2つなんですよね。ここをきっちり据えて一つ一つの事業をやっていただきたいということは改めて要望しておきたいと。そして今回は、別に法律違反とは私は当然言いません。地方公営企業法の第17条の3の規定を特例だと思いますけど、3の規定だというふうに言われた、それは法のとおりだ。だけど、これは3の規定を使えるんだから法律なんですから、だったならば水道事業水道会計でも3の規定は使えるんだから、こういうことですね。公営企業法の第17条の2の規定もあるんだと。だからこの法律の精神をしっかりとって事業を進めていっていただきたい。このことは強く求めておきたいと思います。終わります。

○坪内委員長

そのほかありますでしょうか。

私も地元なんで一言言わせていただければ。今、尾村委員のほうから、この公営企業法に関する御意見があったところですけども、地元としては、やはり今おっしゃられたようなところで、この工業団地に期待をする声が高いというところで今回こういう判断をしていただいたことに関しては、地元の議員として大変感謝をしているところでございますので、これを契機に工業団地の分譲が地元の江津市と一緒に商工労働部を含めて進めていっていただきたいなというふうに考えているところでございます。

そのほかよろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、企業局全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上で企業局所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、しばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○坪内委員長

それでは、これより地域振興部所管事項について、調査を行います。

はじめに、地域振興部長の挨拶を受けます。

木次地域振興部長。

○木次地域振興部長

おはようございます。坪内委員長、原副委員長はじめ、委員の皆様には平素より地域振興部所管の事項などにつきまして、格別の御支援、御指導を賜っており、誠にありがとうございます。私のほうから冒頭2点について申し上げさせていただきます。

まず1点目は、JRの路線の関係でございます。今議会初日の知事の提案理由説明の中でも御説明いたしましたとおり、先月1日からの大雨によりまして、山陰本線の石見津田駅から益田駅間の鉄道施設に異常が判明し、一部区間が不通となっていた状況を受けまして、丸山知事のほうが浜田市、益田市とともにJR西日本、山陰支社を訪問いたしまして、その仮復旧と本復旧の早期の実現などについて要望を行ったところでございます。その後JR西日本には早急に対応を進めてもらいまして、先月30日には仮復旧を終えて、列車

の運行が再開されたというところがございます。本復旧にはまだもう少し時間がかかると聞いているところがございますが、今後も県民生活などに大きな影響が及ぶことがないよう、JR西日本と引き続き緊密に連携いたしまして対応を進めてまいります。

2点目は、しまね海洋館アクアスの関係でございます。アクアスにおきましては、今年の6月と7月に生まれた2頭のシロイルカにつきまして、その後も現在に至るまで順調に成長を続けているところでございます。アクアスのほうではそうした状況を受けまして、先月末から「すくすくシロイルカ成長日記」と題した特別展を開催いたしております。2頭のシロイルカの成長の記録を紹介いたしますとともに、アクアスの職員が24時間体制で見守り続けた観察ブースの再現コーナーなども設けているところでございます。本会議の大屋議員からの御質問に対し、私のほうからアクアスに係る今後の新たな集客対策などについても御答弁をさせていただいたところがございますが、引き続き県内外から多くの方にお越しいただけるように取組を進めてまいりたいと考えております。

本日は、地域振興部のほうから報告事項2点について御説明をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

江角しまね暮らし推進課長。

○江角しまね暮らし推進課長

それでは、1ページを御覧ください。Uターン・Iターン施策の取組状況ということで、毎年この11月議会のタイミングで、今年度、令和6年度の上期の状況について御報告させていただきます。

1、Uターン・Iターン者数、(1)年度別の推移ということで、振り返りになりますが、令和元年度以降、Uターン者は青色の線で減少傾向、Iターン者はオレンジ色の線で増加傾向にあります。

次に(2)、これらを踏まえまして令和6年度上半期の状況ですが、9月現在比較で表の右側の対前年の欄、下のほうにありますようにプラス60人となっております。U・I別では、Uがマイナス4人、Iがプラス66人と引き続きIが好調を維持しております。

次の2ページ、主要事業の状況ということで、主な取組の上半期の状況を御報告いたします。実施主体はいずれも、ふるさと島根定住財団でございます。

まず(1)無料職業紹介事業であります。こちらは好調を維持しております。①年度別の推移ということで、表の4段目の太枠囲いの就職決定者数ですが、令和5年度、昨年度は過去最高の337人となっております。好調の要因としましては、表にも記載しておりますが、定住財団への求職登録者数、職を求める人の、これはエントリーでございますが、また求人登録者数、企業側からの求人票のエントリーでございますが、これを定住財団のほう着実に増やしてきたことが上げられます。表の右側の増減欄でございますが、いずれもプラス415、プラス585と伸びており、これらをベースに定住財団が丁寧なマッチングを図ったことによりまして、令和5年度は過去最高の337人となりました。これを

踏まえまして、②令和6年度の上期の状況でございますが、昨年度の9月時点比較でございますがプラス27人となっており、過去最高であった昨年度を上回るペースで推移しております。

次に3ページ、(2)産業体験事業であります。こちらは以前から御説明させていただいておりますように不調が続いております。まず①新規の産業体験者数の年度別の推移であります。令和5年度、昨年度は61人と対前年でマイナス46人と急減しております。これを踏まえまして②令和6年度の上期の状況ですが、マイナス2名と体験者が急減した昨年度を下回るペースで推移しております。昨年度、令和5年度から新たな試みも含めまして、様々な確保策を実施しておりますが、なかなか復調の兆しがつかめずにいるところでございます。体験業種別と地域別の表を下のほうにつけておりますが、農業分野でマイナス12人、西部地域でマイナス10人といったことが響いております。

次の4ページ、(3)県外イベントの開催状況であります。まず、①しまね移住フェア&しまね暮らしマルシェであります。これは全ての年齢を対象としまして、そしてUターン・Iターンの両方をターゲットとした幅広のイベントでございます。今年度から移住フェアとマルシェを同じ日に同じ会場で開催したことによりまして、幅広にマルシェで拾った方をフェアに導くという動線をうまく機能し、移住フェアの会場は表の右側の増減欄ですが、大阪会場プラス795人、東京会場プラス748人と昨年度、令和5年度を大きく上回る来場者数となりました。御来場をいただきました方につきましては、現在も多数の方と相談継続中でございます。最後に②しまね企業EXPOであります。これは令和6年度の新規事業、新たな試みでございまして、20歳から30歳代の県出身者の学生及び社会人をメインターゲットとした、県外での合同企業説明会でございます。なかなか若者を特に出身者に限定して県外の現地で集めることは非常に難しいことではありましたが、これまで開催を躊躇しておりましたが、今年度思い切ってやってみるところでございます。11月の大阪会場につきましては、県内企業20社に参加していただき、学生、若手社会人側のいわゆる参加者側は91人の参加がありました。双方にアンケートを取ったところ、企業さん、参加者側とも、満足度はまずまずといった感じでございます。反省点も踏まえながら1月に東京会場が控えておりますので、現在こちらの準備を進めているところでございます。参加企業の状況でございますが、申込みを募ったところ55社から参加申込みがあり、抽選により40社を決定し東京、大阪に振り分けて参加してもらっているところでございます。西部地域からも多数の企業さんに参加してもらっております。

最後に次のページは開催状況の写真を付けておりますが、今年度はここまで受付で行列ができるなど、どのイベントも非常に熱気を帯びたものになっております。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

私からは、ベトナム航空により国際チャーター便の運航について御説明いたします。お手元の資料6ページをお願いいたします。

まず、1ポツの概要でございます。昨年12月に締結しましたベトナム航空及び株式会社エムエスツーリストとの覚書等に基づきますチャーター便の第2便としまして、ノイバ

イ国際空港と出雲縁結び空港間の直行便の運航が決定しております。今回のチャーター便は、前回5月と同様にインバウンド、アウトバウンド双方向のツーウェイのチャーター便としまして、来年3月21日と25日に1往復運航され、両日ともハノイを2時35分に出発し、出雲に8時45分に到着、出雲を10時45分に出発し、ハノイに14時5分に到着するダイヤとなっております。販売席数はインバウンド、アウトバウンドともに170席で、もう既に販売が開始されております。販売されているツアー内容につきましては、インバウンドは松江城や由志園など県内の観光施設に加え、鳥取県など近隣県を周遊ツアーが予定されております。アウトバウンドにつきましては、5月のチャーター便で販売されましたハノイなどベトナム北部を巡るツアーに加えまして、今回新たに中部のダナン、フエや、南部のホーチミンなどを巡るツアーが準備されております。2ポツのチャーター便運航に向けた県の取組でございますが、3月の運航に向けてインバウンド対応としまして、現地旅行会社を招聘した視察ツアーの実施や、県の公式フェイスブックでのプロモーションを行うとともに、アウトバウンド対応としまして、地元情報誌への広告掲載やベトナムイベントでチャーター便のPRを行うなど多くの方に利用していただくよう取り組んでいるところでございます。

3ポツの国内定期便を活用した新たな取組ですが、ベトナム航空は中部国際空港にも路線を有してございまして、FDAの中部線を利用することでベトナムから島根県を訪れていただくことが可能であることから、このたびこの経路を活用したインバウンドツアーが造成され、来年1月から3月にかけて15回程度実施されることとなっております。この取組はベトナムからのインバウンド客の増、FDA路線の利用率向上にも寄与する取組であると考えております。ベトナム航空による国際チャーター便は、来年度も実施することとしてございまして、チャーター便の運航を通じて利用実績を積み重ねるとともに、PR活動やインバウンドツアーの造成など定期便の就航に向けた取組を進めてまいります。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

説明がありました。質疑等はありませんか。

原副委員長。

○原副委員長

すみません、質問を1個だけさせていただきたいんですけど、U・Iターンの産業体験事業ですけど、非常に頑張っておられる中で苦戦が続いているということだったんですけども、いわゆるかなり間口が狭いじゃないですか。農林漁業、伝統工芸というところで、恐らく趣旨からすると島根県のそういう基幹産業だったり、なかなか厳しい産業へのところには助成しますよという趣旨じゃないかと思うんですけども、一方でいざ島根に入ってみようかなと思うときに、これだけ限定されると非常に使い勝手が厳しいのかなというふうにちょっと思っていて、例えば本当にもうスーパーのパートでもいいよとか、割と間口が広がれば広いほど、やっぱり島根に来やすい。一回農業って言われるとちょっとハードル高いけど、でもちょっと働きながら1か月12万円もらって過ごしたいっていうときに、裾野を広げるっていうのも一つ選択肢じゃないかなと思っていて、これは企業側にとっても確かに1か月だけいて帰られると困るんですけど、これだけ人手不足の中で割とそこにはまれば、その人が雇用になるっていうことでいうと企業側さんもある程度そ

れなら、うちでちょっと二、三週間訓練するの大変だけれども、その後就職してくれる可能性があるなら協力しますよとか、何かそういう可能性もあるような気がしていて、ちょっとこの間口を広げてあげるっていうことの可能性みたいなのは、どういうふうにお考えかなと思っています。

○坪内委員長

江角しまね暮らし推進課長。

○江角しまね暮らし推進課長

以前、白石委員からも同じ御質問をいただいたような気がしております。産業体験事業という分野というのは、やはり農業とか伝統工芸というものは、やっぱり技術習得に一定の期間がかかるということがあって、恐らく最初の年度とか翌年度とかは、やはり収入が少ないのではないかと。基本的にU・Iターンされて講習をされればお金もかかりますので、やはり1年目なかなか技術習得がまだまだ未熟で収入がない、そして引っ越し代とかでお金がかかるという、いわゆる生活補償と技術習得期間の所得補償みたいなものからの観点からはじまっております。原委員おっしゃいますように、もう少し業種を広げるといって、我々もいろいろ考えるんですけど、やはりそういったところにつきましてもやっぱり即就職していただきたいなというのがありまして、どちらかという、もう片方の職業紹介のほうでしっかりその人の不安を取り除いてあげて、ちゃんと企業と移住希望者の方を通常の雇用ベースでマッチングするという方向で今、調整しております、いわゆる産業体験と無料職業紹介というのは最初から所得がしっかりしていて、技術習得も中に入ってからしっかり会社としてやってもらえるところについては、やはり就職のほうあっせんさせていただきまして、やはりなかなか技術が習得するまで所得が入ってこないというような分野にある程度限定して、そういう区分けで現在しておりますが、そういった視点でほかに分野が広げられる可能性があるかどうかということは、前回白石委員のほうにもお答えさせていただきましたが、定住財団とか市町村の意見を聞きながら、もちろん企業も引き続き考えていきたいというふうには考えております。

○坪内委員長

原副委員長。

○原副委員長

これで終わりますけれども、建てつけは分かりました。ただ、その移住してみようかな、どうしようかなっていう方は、その建てつけよりかはお試しをしたいっていう感覚のほうが多分圧倒的にまずくると思うので、そうするとやっぱり、いきなり仕事、無料職業紹介これでというよりかは、やはり所得云々というよりかは、まずちょっと働きながら1か月という感覚が大きいと思うんですけども、使った方にインタビューしたわけじゃないんですが、こういう厳しい状況だからこそ、ちょっと新たなことにもチャレンジをいただくといいのかなというふうにと考えた次第でございます。特に答弁は、いりません。

○坪内委員長

江角しまね暮らし推進課長。

○江角しまね暮らし推進課長

幅広に検討して、一つ地域おこし協力隊という制度、外から人を来てもらう制度がありまして、2週間から3か月のお試しインターシップ体験というのもありますので、こうい

う地域おこし協力隊の制度であるとか、今回の産業体験事業とかもちょっと複合的に考えまして、移住者目線でよりよいものに、気軽に来ていただけるという視点は非常に大事だと思いますので、これから確保していくに当たって、関係者にその辺しっかりいろんな制度を考えていきたいというふうに考えております。

○坪内委員長

そのほか。

多々納委員。

○多々納委員

ベトナム航空による国際チャーター便の件でございますけども、1点だけ、この定期便に向けた取組ってというのは非常に重要だと私は思いますが、特に私がちょっとお話ししておきたい3番目の国内定期路線を活用した新たな取組ということで、非常にいいことだと私も思います。残念ながら仙台便はなくなったという経過もありますが、今後訪日外国人の傾向を見ると、むしろ主要都市というよりも地方都市のほうにリピーターがたくさん分散していくということが、かなり予想されているということをやちょっと伺っていて、今のリピーターも3回目、4回目の訪日外国人というのが増えてくる。そうすると地方都市を結ぶ、いわゆる50人から100人ぐらいの規模のリージョナル便というものの活用というのが、これからどこも主流になってくるんじゃないかというお話をちょっと伺ったものですから、ぜひこの名古屋、中部線、これ本当にいいことだと思うんですが、それに加えて仙台便の復活であるとか、あるいは神戸もありましたが地方空港への乗り入れ、特に訪日外国人の訪日の状況を見ながら戦略として地方空港を結ぶ定期便あるいはチャーター便、こういったものの検討をさらに進めていただく必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、少し御検討がされているのであれば、またちょっと話を伺いたいと思いますけど。

○坪内委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

ありがとうございます。委員からの御意見いただきました訪日外国人の動向ですけども、おっしゃるように、やはり地方にどんどん分散というか来はじめているというのも、私も聞いているところでございます。そういった動きにつきましても、我々航空会社とも話をしていの中で、今、出雲縁結び空港に就航していただいているフジドリームエアラインズも、やっぱりそういった需要も取り込みたいという思いも持っているということで、今回、こういった取組が実現したという経緯もでございます。おっしゃるような地方路線を結ぶチャーター便につきましても、我々がどこということとはなかなか難しいところではあるんですけども、県民の利便性にも当然つながる取組でもございますので、新規開拓ということも念頭に置きながら国内路線の充実といったことも進めていきたいと考えております。また、チャーター便につきましても、先ほどお話ししましたフジドリームエアラインズのチャーター便をかなり飛ばしておられまして、隠岐空港にも全国各地から飛んでいるという実態がございますので、改めて紹介をさせていただきました。

○坪内委員長

多々納委員。

○多々納委員

ありがとうございます。訪日外国人へのアプローチということに加えて、やっぱりもう一つは地方空港に飛ばすという意味では、国内の観光客の需要喚起という意味ではまだまだ可能性というのはありますので、着実に観光客を増やしていくという意味でも地方路線への取組というのはさらに重要だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○坪内委員長

山根委員。

○山根委員

関連して。ベトナムの関係ですが、ちょっと私の記憶が違ったら御勘弁いただきたいと思ひます。ベトナムの国では非常にIT、DXの関係が非常に進歩しておいて、技術力も非常に向上しているというお話を聞きました。ベトナム第1回の企業訪問団も島根から向こうへ行って、こんなにすごいと思わなかったというのが山陰経済ウイークリーか何かに載っていたような気がいたします。この国際チャーター便の運航については全く異議がありませんので、頑張っていたきたいんですが、3番目もこれも全く異議がありませんので頑張っていたきたいと思ひます。ただ、チャーター便で観光っていうのが非常に水物でありますので、ビジネスっていうものじゃないと航空需要っていうのは増えないと私は思っているんです。したがって、本気でチャーター便の運航を頻繁化する、そして定期便まで持っていくっていうことを本気で県が考えるのならIT等を含めた産業分野のつながりをもっと強くしっかりしてはどうでしょうかという提案でございます。ツアー内容なんかもこうやって見るとアウトバウンドで世界遺産を巡る旅もいいですけども、やっぱりIT企業と一緒にしたものとかを組んで商工労働部と一緒に検討していただきたいなという気がいたします。特に回答は要りませんが、よろしくお願ひいたします。

○坪内委員長

せっかくなので、佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

ありがとうございます。先ほどおっしゃられたように、やはり定期便としてはビジネスといった観点でしっかり使っていただきます。インバウンドのほうでは観光、来ていただくというところは魅力発信ということですけど、やはりアウトバウンドでこちらから行っていただくというのは、観光事業に加えたそういったビジネスで日々定期的に日常的にといたらちょっと言い過ぎかもしれませんが、しっかり乗っていただく機会をつくるということが必要だと思っております。そうした中で10月末だったと思ひますけども、委員がおっしゃられたようにITの企業訪問団の方がベトナムに行かれたという記事も私ども見ております。そういったことの取組の積み重ねでどんどんビジネスのチャンスを広げていただくという取組は必要だと思っております。今回チャーター便、こういった形で発表させていただいた際にも個別の企業からもベトナム人材の活用といった観点で注目されていて、今回チャーター便を使って行ってみたいというお声もいただいているところでございます。そういった企業とのつながりといったものを生み出していただく。あるいは前回5月に知事と経済界の方も同行していただいたということで、そういった経済界の方にもどんどん行っていただくという機会を提供することが必要だと思っております。今回のチ

チャーター便、3月ということでちょっと年度末の時期に飛ぶというところでなかなかビジネスの方が行けるかどうかというところはあるかもしれませんが、全庁挙げてやっていけないといけない取組ですので、商工労働部ともしっかりと連携しながら、こういったビジネス面での活用に向けた取組を進めていきたいと考えております。

○坪内委員長

よろしいですか。

白石委員。

○白石委員

2ついいですか。

○坪内委員長

どうぞ。白石委員。

○白石委員

1つは、原副委員長と関連しますけど、産業体験事業です。農業の、この減り方が非常に気になっていて、私今回、半農半Xの質問しましたけど、この減り方の原因をどう分析をされているか、聞かせてください。

○坪内委員長

江角しまね暮らし推進課長。

○江角しまね暮らし推進課長

ありがとうございます。これにつきましては農業振興公社でありますとか農林水産部のほうといろいろ話をしております、やはり今、業界自体が置かれている立場が厳しいので、なかなかそこに参入してくてくれる人が、本気の人でも体験の人でもなかなかいないと。具体的に言いますと、やはり資材価格の高騰でなかなか農業経営の見通しがかなり厳しくなっているということ、都市部を中心とした賃金上昇がある中で、一次産業分野、賃金上昇の恩恵といいますか、そういったことがなかなか今、反映されにくい分野であるということ、もう1点は、これはかなり移住者側からも言われますけれども、休みというのが福利厚生面も含めまして120日以上というのがスタンダードとなっている中で、やはり一次産業分野、まだ90日とかそういったところがありますので、なかなかそういったところが非常に複合的に絡み合っただけで業界全体への脅威というか、思い切って飛び込めないというのが現時点の農林水産部あるいは農業振興公社の見立てでございます。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

私も農業の素人なんで、分かりませんが、でもいろいろ農業系の書かれたものを見る限りにおいては、やっぱり若い人が農業に興味を示しているという傾向があるというところは言えると思うんですね。だからこそ今まで結構農業やりたいよという人が来ていたと思うんですけど、それで本当にそれを本腰でやろうという人には確かに今、厳しいかもしれないんですけど、それこそ半農半X的なものを使って農業に携わりたいよって人いるんじゃないかなというのが私が質問した一つなんですけど、やっぱり結構条件が厳しいという話は私聞いてて、そんなことないよって部長はおっしゃいましたけど、結構半農半Xをやるのに結構厳しい。X部分がなかなか見つからないということもあるかもしれないで

すし、それから夫婦で分業しちゃいけないかっていうとそれはできませんって言われたりして、結構条件が厳しいって話ちょっと聞いているので、せっかくの政策なので、もう少しやりたいよってという人の希望も聞きながら工夫をしたらどうかなっていうふうに思っているのですが、どうですかね。

○坪内委員長

江角しまね暮らし推進課長。

○江角しまね暮らし推進課長

その辺のあたりも今回御質問もいただきまして、農林水産部ともいろいろ話は平素からやらせていただいています。やはり農林水産部は生産額をしっかりと上げていくということで、これまではどちらかというと新規認定就業者といわゆるがちがちの人がやっぱりメインでした。それはこれからは恐らくは変わらないんですけども、これだけ担い手が不足しているということもございますので、いわゆる農ある暮らし、半農半Xであるとか、必ず自営、一人親方でやってもらわなくても、今は県内には営農法人がいっぱいありますので、いわゆる雇用就農という形でも、農業には本人の負担はそんなになくても参加することはできますので、農ある暮らし、雇用就農ということも含めて、もちろん狙うは新規認定就農者レベルの人なんですけれども、農林水産部もその辺はこれまでよりも、やはり農業に携わってくれる人を増やすことに関してはありますので、今、定住財団等、そういうライトな人も含めて取り込んでいくという形で、先日も東部、西部で農林水産部と一緒に、そういうライト層の取り込みもしっかりやってみようみたいなことを市町村さん向けに、合同研修をやりましたので、そういったところをしっかりと、地域振興部がしっかりと、まず島根県の農業に県外に向けて着目していただいて、その後のアテンドにつきましては農林水産部のほうがしっかりとフォローしてもらおうと、そういう連携体制で若干浅いような人もちゃんと囲っていくように今、部でしっかりと勉強しておりますので、その辺は頑張っていきたいと思います。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

その半農半Xの事業を活用した人が何人いるかって聞いたら、2人とかね、4人とかそんなもんなんですよ。非常にもったいないと。しっかりと連携してここにも生かしてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。

もう一ついいですか。

○坪内委員長

どうぞ。白石委員。

○白石委員

さっきのチャーター便の関係ですけど、中部空港を使うということを知ったときに、せっかく定期便化を目指してチャーター便飛ばしているのに、中部空港の観光客入ってくることで、うまく作用してもっと短時間で出雲に来たよと言ってもらえればいいんだけど、競合して中部から来れるからいいじゃんってということにならないのかなっていう心配をちょっとしました。山根委員が言われるようにビジネスももちろん本当に定期便化してそれを維持していくためには、当然必要なことなんですけど、これなかなかそんなすぐできな

いことなので、やっぱりまず最初に定期便化した段階、やっぱり観光客をどれだけこう取り込めるかっていうことだと思っんですけど。その辺の心配はどうでしょうか。

○坪内委員長

佐川交通対策課長。

○佐川交通対策課長

ありがとうございます。チャーター便の今回の中部線の乗り継ぎ便で対象となる方というのは、インバウンドということで主にベトナムに在住されている方が対象となっております。今回こういった取組をやったきっかけといたところでは、ベトナムからの訪日客、これが右肩上がり伸びている中で、特に島根に直接行けるルートとなると羽田を経由しての経路になってくるんですけど、やはりそうなる時間的にも経費的にも高額になるということで、なかなか実際には島根に訪れていただけるお客様、またツアー造成が難しいというお声も聞いておりました。今回、こういった取組をする中でやはり狙いはまずは、島根に来ていただくと、島根に来ていただいて周遊していただいた方がベトナムに戻って、島根のよさを伝えていただくという、ある意味島根のPR、周知といったところが我々としても必要なかなと思っております。そういったところに寄与するのではないかと思っております。これがその経路だけということではなくて、チャーター便が実現されれば時間的距離も短くなりますので選択肢が広がるということと、ほかにも直行便で来ているような大都市との比較対象にも島根が取り上げられるということにもなるかと思っておりますので、恐らくインバウンドのところについてはチャーター便、定期便の足かせというよりは、そこにつながる取組だというふうに考えております。

○坪内委員長

白石委員。

○白石委員

まあやってみないと分からないところもあるので、ぜひ様子を見ながら考えていただければと思います。あと、仄聞するところによりますとベトナムのトップの方々も出雲便の定期化を望んでいらっしゃるということも聞きましたので、ぜひ実現をよろしく願います。

○坪内委員長

そのほか。

出川委員。

○出川委員

すみません、Uターン・Iターンのことで教えていただきたいんですけども、傾向としてUターンが微減といえましょうか減少傾向で、Iターンは増加傾向にあると。総数としてはそんなに大きく変わるわけでは、横ばい傾向なのかなと思っんですけども、この減ってみたりちょっと増えてみたりっていう、このUターン・Iターンっていうのは全体としてもう水物のようなもので、あまり一喜一憂するものではないのかもしれないんですけど、Iターンが増えたっていうのはいい傾向、増えてる傾向っていうのはいいことだと思うので、何が効いたというところがあるのか、Uターンなんかは今の若い人たちの話を聞くと島根に帰ってきたいって思いがある人が多い中で、でも減少傾向にあるっていうのがちょっと意外に思ったところなので、その辺要因といえましょうか、分析をちょっと聞か

せていただけたらと思います。

○坪内委員長

江角しまね暮らし推進課長。

○江角しまね暮らし推進課長

ありがとうございます。まずUターンにつきましては、これは実数ベースでこれを計測しておりますので、やはりどうしても島根県自体で人口が減っているということがあって、さらに若者をなるべくいろいろ言い方はあれなんですけど、外に出さない対策をですね、やはり県内就職、県内進学をやってるので、そもそも外に出ている若者を中心に昔に比べて、要は外にいる人が少なくなっていますので、絶対数がやはり少なくなっているということもございますので、もちろん帰ってくるような努力は県内企業とともにやってるんですけども、やはりUターンというのはそういう中に人をとどめる施策をすればするほど外の間人は減っていくので、そういったこともある程度関係しているのかなというのがございます。

一方では、Iターンが増えている理由でございますが、これやはり都市圏を中心に、恐らく島根県が今一番、移住定住対策というのは全国の47都道府県の中で一番予算を割いてやっているところでございまして、東京、大阪、広島を中心にマッチング人材を配置したり、いろんな仕掛けをしております。まだ都市部のほうは人口がかなりおりますのでそういったところに拠点はしっかり置いて、広報部とも連携しながらメディアプロモーションも「いいけん、島根県」プロモーションもやっておりますので、そういったような従来の拠点をしっかり都市部において予算もかけてUIターン対策をやっている。それにかなりのIターン者が今引っかかってくれているのではないかとございまして。あと、いい話としましてはIターンの20代30代のところが、最近いろいろ上下あるんですけども、傾向としまして二、三十代のところが結構Iターン増えてきておりますので、これにつきましてはやはりある程度定住財団のほうも二、三十代に特化したようないろんなキャンペーンを仕掛けていたり、都市部でのいろんなイベントにつきましても全年齢ではなくて、二、三十代を中心とした何か非常に面白そうなイベントをいっぱい打っておりますので、そういったところにIターン者の方がかなり参加していただいておりますので、そこでまずはキャッチをしてしっかり丁寧にこちらに導いていくというようなことから、今、増えているのではないかなというふうに考えております。

○出川委員

分かりました。

○坪内委員長

よろしいですか。

尾村委員。

○尾村委員

江角課長、お尋ねします。

多分ね、Uターン・Iターン施策でしまね暮らし推進課がやったぜというか、ヒットしたぜと正直言って思っているのが移住フェアとマルシェの同時開催、ここなんでしょうね。ここ一番本当は言いたいところなんでしょう。実際にこれ見るとヒットしましたね。だから課長自身が当たったと多分思われたんでしょうね、だから写真までおつけになって、開場

を待つ行列の様子、それからその下が、相談ブースが満席だと、大盛況だと。だからここが事業として当たったんだと。これは私独りの議員として委員としてこれは評価する。これは本当によくやられて、状況を捉えてヒットしたんだなということで、評価したいと思います。それでいわゆるUターンにせよ、Iターンにせよですね、やはり一つ人生の決断なわけですよ。一般的な考え方でいけば子育ての世代、今20代、30代のIターンが増えているというふうに言われたんですけど、20代、30代の世代が、若い世代はどういうことを考えるかといったら教育の環境がどうなのか、保育環境はどうか、そういうところに私は一番関心があると思います。あわせて雇用の場が確保できているのかどうか。現役世代もそういうことになろうかと思えます。高齢者の世代でいえば、介護のサービス体制ができていのかどうか、そういうことではないかなというふうにこれは私、推測です。何が聞きたいかというところと相談ブース満席なんですから、Uターン・Iターンの人年代別等でですね、どういうところに不安を持ち、どういうところに期待を持ち、島根に何を求めているのか、少し概括的で結構ですんで状況を説明していただければと思います。

○坪内委員長

江角しまね暮らし推進課長。

○江角しまね暮らし推進課長

ありがとうございます。本当にもう概括的な話になって、ちょっと一般論になって恐縮なんですけれども、やはり定住財団の総合相談ブースというのは、いわゆる何でも相談をすることで、ここで定住財団が粗ごなしをして各住居、市町村のブースだとか企業ブースのほうに行ってもらうんですけども、ここで一番相談の中心となっているのがやはり雇用と所得のところが一番にあります。というのもやはりこの移住フェアというのは、学生さんと違って今、勤めておられる人なので要は所得がどれだけ下がるのかということが一番にあります。当然、地方に行けば同じ費用がかかるものもあれば、少なくても済むものもありますので、当然もっと具体的に知りたいということで必ず中山間地域研究センターで島根での暮らしということで、資金シミュレーションという試算ソフトを持っておりますので、そういったことがもっと詳しく知りたいという方につきましては、定住財団の総合相談ブースでさらに丁寧な具体的な月幾らで生活できるのかと、あと企業側の給与が大体どれぐらいなのかということをやってもらおうということで、収入の面が一番興味があって、意外とその辺しっかり説明すれば、安心して来ていただけるというようなことが大体全年齢を通じてあります。もう一つ、尾村委員の御質問で島根に興味をひかれる、特に20代30代前半ぐらいまでの若い人たちは、やはり地域づくりが自分はやりたいんだと、そういったことが島根県では社会教育とか公民館周りも含めてですね、非常に地域づくりの先進県で、自分も月から金まではしっかり会社勤めをしながらアフターのところでしっかりそういった地域づくりに参加したいと。非常に地域づくりが活発な県であるといういろんなネット情報から見られてですね、こういったところにひかれて来られる若い方はかなりの人数おられます。こうしたところに現場で対応するために、市町村ブースだけではなく、移住の先輩も連れていってございまして、その辺の確度をさらに上げてもらうような工夫をしておりますので、地域づくりが非常に活発な県、自分もその一員になりたいというような要望もかなりあるところでございます。また、もちろん教育面だとか医療

福祉の面は当然興味があるし、不安視されるところもありますので、そういったところもですね、この定住財団の総合相談ブースでは定住財団のスタッフがオールラウンダーですのでそういったことも含めて丁寧にガイド役となってさばっている状況でございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

ありがとうございます。今、相談の内容や状況を聞いて非常にうれしく思って聞かせてもらいました。そうなんだなと思いました。若い人たちが社会参加をしていく地域を一緒につくっていききたい、そういう思いをお持ちだというのは本当に頼もしいことで、そういうことを進めていく全体的な土壌が島根にはあるんだと、非常にこれ勇気づけられる取組という状況ですよ。こういう点は、そうなんだなと思って聞きまして、励まされたんで、どんどんそういうこと発信してもらえばいいなというふうに思いました。ここに住んでる者でもねということです。それからやっぱり島根で暮らしていけるのかとここで暮らしていけるのかと、それいわゆる収入でしょうね、所得でしょうね。その点を御心配なさる方は多いんだなということだということが改めてよく分かりました。その点はですね、暮らしていけるのかという点でいえば、その点は当たり前のことですけど、UターンとIターンの人もそうだけこの地域に住んでいる人も同じなんですよね、はっきり言えば。暮らしていけるのかという点でいえば。だから中山間地域・離島振興特別委員委員会ではこういう議論が活発なんだと思うんですけども、やはりこの中山間地域、離島、この島根県で暮らしていけるためには当然ナショナルミニマムが最低限保証されないといけない、こういう状況にあらうかと思えます。その部分が今壊れかけているという面もあるんで、ここは地域振興部だけの仕事じゃないわけですけども、他部局とも状況をしっかり見ていただいて対応を取っていただきたいなど、引き続きお願いするものであります。ありがとうございました。

○坪内委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは以上で報告事項の調査を終了します。

この際、地域振興部全般に関して、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

以上で地域振興部所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

議員の皆様、しばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○坪内委員長

それでは、これより土木部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、土木部長の挨拶を受けます。

今岡土木部長。

○今岡土木部長

土木部長の今岡でございます。坪内委員長、原副委員長はじめ、委員の皆様方には平素より土木行政の推進に当たりまして格別の御指導、御鞭撻を賜り厚くお礼申し上げます。

本日は一般事件案5件、予算案3件について御審議いただくほか、報告事項といたしまして3点、1点目が島根県公共土木施設長寿命化計画〔第2期〕の（素案）について、2点目が第3回出雲空港利用者利便向上協議会交通・駐車場部会の結果について、3点目が県営住宅家賃過大徴収額の返還についてでございます。後ほど担当課長のほうから説明をさせていただきます。

12月に入りまして、雪のシーズンとなりました。広島地方気象台が発表しております12月から2月の3か月予報によりますと山陰地方の降雪量は平年並みか多い見込みというふうになっております。近年、各地で発生しております車両のスタック等によります大規模な渋滞への対応といたしまして、高速道路や直轄国道におきましては早めの通行止めを行い集中的に除雪を行うとの方針が示されております。県もこれに対応した体制を整えまして気象情報に十分注意しながらNEXCOや国など他の道路管理者とも連携いたしまして、大雪時の安全な交通確保に努めてまいります。結びに、土木行政の執行に当たりまして、委員の皆様方の引き続きの御支援、御協力をお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に委託された土木部にかかる議案は一般事件案5件、予算案4件です。

はじめに、一般事件案の審査を行います。

第169号議案、第170号議案、第171号議案、第179号議案及び第180号議案分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

神田都市計画課長。

○神田都市計画課長

私からは第169号から171号議案、公の施設の指定管理の指定について説明をいたします。

委員会資料1ページを御覧ください。県立都市公園では、従来から指定管理者に管理を委託してきたところがございますが、今年度末をもって指定管理期間が満了いたしますので、新たに来年度からの指定管理者についてお諮りするものでございます。指定する期間は令和7年4月からの5年間でございます。

次に、選定経過でございます。本年8月から9月にかけて公募を行い、各公園でそれぞれ1団体の応募がございました。応募のあった団体はいずれも現在の指定管理者でございます。10月に選定委員会を開催いたしまして、候補者を選定したところでございます。

続きまして、各公園の候補者及び主な選定理由でございます。まず、浜山公園でございます。候補者は特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21。指定管理料は9億3,228万円。選定理由は、多様なスポーツ教室により健康づくりなどへの貢献が期待できること、それから地元団体等と連携して事業を行うことにより地域活性化が期待できることなどがございます。

次に、石見海浜公園でございます。候補者は株式会社ISP。指定管理料は7億2,5

50万円。選定理由は、自然体験事業等により子ども達の健全な育成に寄与しようとしていること、それから多方面への情報発信などにより公園の利用者増が期待できることなどでございます。

最後に、万葉公園でございます。候補者は大畑建設株式会社。指定管理料は2億4,310万円。選定理由は、福祉施設や学校などが交流できる取組を計画していること、それから歴史文化などを生かした多様なイベントなどにより地域活性化が期待できることなどでございます。

以上によりまして、次期指定管理者として3団体を指定するものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

梅道路建設課長。

○梅道路建設課長

道路建設課から第179号議案、変更契約の締結について及び第180号議案、変更契約の締結について御説明いたします。委員会資料は2ページ及び3ページとなります。両議案は相互に関連がございますので、まずは共通します事項、概要等について御説明いたします。

当該議案の対象となります工事は、現況幅員が5メートル程度の未改良区間であり、車両の擦れ違いが困難な状況となっていること、さらに、事前通行規制区間であり過去に道路冠水による通行止めが発生し、今後も同様な事象が想定されることから、主要地方道津和野田万川線（田二穂工区）として行うバイパス整備事業のうちトンネル工区の2件の工事となります。このトンネル工事の発注に当たりましては、工期短縮を図るため鹿足郡津和野町田二穂地内の喜時雨側と山入側のそれぞれから2分割してトンネル工事を実施しており、事前通行規制区間の早期解消など事業効果の発現に向け工事促進を図っているところです。本年6月に貫通しておりまして、本体工事の主要部分の工法並びに施工数量が確定しましたことから、このたび契約を変更するものでございます。

それでは、第179号議案の変更契約の締結について御説明に移ります。委員会資料2ページを御覧ください。

工事名は主要地方道津和野田万川線（田二穂工区）総合交付金（改築）（仮称）田二穂トンネル工事（喜時雨）でございます。本工事は2分割したトンネルのうち喜時雨側から掘削を行う工事となります。施工位置は鹿足郡津和野町田二穂地内でございます。工事の概要といたしましては、工事延長が400.0メートル、うちトンネル本体工の延長が378.0メートル、幅員は車道2車線と路肩、監査路を含め全幅9.0メートル、トンネルの内空断面積は48.547平方メートルで掘削工法はNATMの発破掘削で行っております。

変更の内容といたしまして契約額の変更でございます。18億6,340万円から23億3,041万6,000円に変更するもので差額は4億6,701万6,000円でございます。次に工期の変更でございます。令和7年1月31日から令和7年3月28日に変更するもので56日間延長するものでございます。契約の相手方は大畑建設・カナツ技建工業・トガノ建設特別共同企業体で代表者は大畑建設株式会社でございます。

変更の主な理由としまして、1点目が地山分類の変更による増額でございます。当初計

画では地表面からの探査及びボーリング調査の結果から地質を推定し掘削工法を決定しております。推定された地質に応じてトンネルを掘削した際の地山を支える支保工、具体的にはトンネルを支えるための鋼材の量であるとか地山に打ち込むロックボルトの本数、吹き付けコンクリートの厚さなどを決めております。そして実際にトンネルを掘り進める際にはその都度岩盤の状況を直接確認して亀裂の状況等を見て適切な支保工を判断しております。今回実際に掘削を行ったところ、当初の推定よりも脆弱な区間がありました。このため、トンネルを支える鋼材やロックボルトなどを増加するなど支保工を強化する必要があります。これにより約2億1,600万円の増額となっております。

2点目が施工ヤード等の追加整備による増額でございます。工事用道路を含む施工ヤード等につきましては、当初計画では現地踏査及び同規模工事の実績等を踏まえ、整備の範囲・規格等を推定により決定しております。施工ヤード等の整備に着手した結果、想定よりも軟弱な地盤であることなどが確認されたため、地盤改良などの追加整備が必要となりました。これにより約1億7,000万円の増額となっております。

3点目が労務単価等の引上げによる増額でございます。令和5年3月の労務単価改定に伴い、特例措置として、令和5年3月1日以降に契約を締結する工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについて、新労務単価及び当初契約時点の物価に基づく請負代金額に変更することとしております。本工事は、この特例措置に該当することから新労務単価及び当初契約時点の資機材等単価を適用し、請負代金額を変更しております。これにより約8,100万円の増額となっております。

以上により、総額で4億6,701万6,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、第180号議案、変更契約の締結について御説明いたします。委員会資料3ページを御覧ください。

工事名は主要地方道津和野田万川線（田二穂工区）総合交付金（改築）（仮称）田二穂トンネル工事（山入）でございます。先ほど御説明した第179号議案の工事の反対側、山入側から掘削を行う工事となります。施工位置は鹿足郡津和野町田二穂地内でございます。工事の概要としましては、工事延長が477.0メートルうちトンネル本体工の延長が400.0メートルでございます。幅員、内空断面積及び掘削工法は第179号議案の工事と同様でございます。変更の内容といたしまして契約額の変更でございます。17億8,310万円から19億5,607万9,400円に変更するもので差額は1億7,297万9,400円でございます。次に、工期の変更でございます。令和7年1月31日から令和7年3月28日に変更するもので56日間延長するものでございます。契約の相手方は今岡工業・まるなか建設・日新建設特別共同企業体で代表者は今岡工業株式会社でございます。

変更の主な理由としまして、1点目が地山分類の変更による減額でございます。第179号議案の工事と同様、当初計画ではボーリング調査等の結果から地質を推定して掘削工法を決定し、岩盤の状況を直接確認して適切な支保工を判断しております。今回実際に掘削を行ったところ、当初の推定よりも堅固な区間がございました。このためトンネルを支える鋼材やロックボルトなどを地山状況に応じ変更しております。これにより約1億500万円の減額となっております。

2点目が施工ヤード等の追加整備による増額でございます。第179号議案の工事と同様、施工ヤード等の整備に着手した結果、想定より軟弱な地盤であることなどが確認されたため、地盤改良などの追加整備が必要となりました。これにより約1億8,200万円の増額となっております。

3点目が労務単価等の引上げによる増額でございます。第179号議案の工事と同様、特例措置により新労務単価及び当初契約時点の資機材等単価を適用して、請負代金額を変更しております。これにより約9,600万円の増額となっております。

以上により、総額で1億7,297万9,400円の増額をお願いするものでございます。

私からの説明は以上となります。

○坪内委員長

説明がありました。質疑等はございませんか。

尾村委員。

○尾村委員

公の施設の指定管理者の指定ということで第169号、第170号、第171号のこの議案について一括して委員長、質疑させていただきたいですが。

○坪内委員長

はい。尾村委員。

○尾村委員

公の施設というのは地方自治法の第244条に規定されております。住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設でなければならない、これが法の精神であります。この角度から少し話していきたいと思っております。

まず、第169号の島根県立浜山公園の指定の問題です。指定管理者候補であるNPO法人出雲スポーツ振興21ですけれども、過去ですね、契約社員を解雇したと。雇い止めをして基本的に労働争議が起こった経緯があります。この点について都市計画課も御存じだと思います。この点は解雇された労働者が松江地裁に対して労働審判を申し立てて和解が成立をした。その労働者は1年ぶりに職場へ復帰することとなったとこういう過去の例があります。私はこの点でお尋ねしたいのは、こういうことが過去にありながら現在、非正規労働者の雇用に関する法令がきちんこのNPO法人で遵守されているのかどうか、ここをきちんと県として確認しているのかどうか、この点についてまず伺いたいと思っております。

○坪内委員長

神田都市計画課長。

○神田都市計画課長

特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21につきまして、今、委員御指摘のあった過去に労働争議があったことは承知しております。その労働争議後、関係法令に沿った労働関係規則等を整備されているということも確認しております。その後、県におきましては本件を契機といたしまして毎年度、複数回現地におきまして雇用関係書類等によりまして法令遵守状況等の確認、指導を続けております。以上でございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

現時点は改善されてきちんと対応されているということでした。そうすると第170号と第171号議案の石見海浜公園と万葉公園について尋ねたいと思います。これら両候補がですね、両候補は労働法制をはじめとした法令遵守にきちんと取り組まれているのか、それからハラスメントの対策がきちんと取られているのか、この点についての確認はどうですか。

○坪内委員長

神田都市計画課長。

○神田都市計画課長

毎年度複数回行っております現地調査、あるいは業務評価というものがあまして、各団体からの提出資料等によりまして両候補者とも法令を遵守して公園の管理運営を行っていることを確認しております。また、ハラスメント対策でございますが、両企業とも相談体制の構築あるいはハラスメントの研修を実施しているということで、そういった取組も確認しているところでございます。以上でございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

私もこの点は非常に気になっていたので調べました。NPO法人出雲スポーツ振興21については、令和5年度ハラスメントに関する研修を行って20名参加している。それから大畑建設はハラスメントに関する研修を実施して令和5年度6名参加しているということになっています。ただ気になっているのは株式会社ISPの就業規則にはハラスメントの禁止条項を規定しているということは承知しておりますけども、研修会がこれやられてるのかどうかという点について分かりますか。

○坪内委員長

神田都市計画課長。

○神田都市計画課長

確認した時点では、研修の実施がされておりましたが、私どもが現場のほうで研修の実施をするように勧めまして現在研修実施を計画されていると聞いております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

ありがとうございます。よく確認もしてチェックもしていただいたと思います。それから私はですね、指定管理された施設で働く方々がきちんとですね、賃金、それから労働条件がきちんと保証されてこそ、大切にされてこそサービスの質が向上する、施設のサービスの質が向上するというように思うわけです。労働条件をよくしてあげたいと思うわけです。この点でこれら3つの候補者の非正規労働者の賃金の状況について把握されていると思います。今年度の最賃が962円ということですけども3施設の状況というのはどういうふうに、非正規労働者の賃金捉まえていますか。

○坪内委員長

神田都市計画課長。

○神田都市計画課長

今年度の時給額の状況でございますが、特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21では最低時給額が970円、平均時給額が991円。株式会社ISPでは最低時給額は970円、平均時給額は1,034円。大畑建設株式会社では最低時給額は962円、平均時給額が998円でございます。以上でございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

きちんと調べていただいてありがとうございます。この賃金の高い、低いを一概にこうだということは言えないと思います。労働条件が違うわけですからね、実態はね。業務条件は違うわけですから言えないと思いますが、ただ、今、回答いただいたように今年の10月12日に改定された島根県の最低賃金の時間額は962円だと。大畑建設は962円なんですよ、ねえ課長。大畑建設は962円、だから島根県の最低賃金の金額でいっている。これね、指定管理者の状況で見るとね、これは土木部に関係ないですけども一番高いのは、しまね産業振興財団の1,243円なんですよ。いろいろこう違いがあるんです。私が何を言いたいかという働いている人たちがきちんと給与改善されるように指定管理料を適切に措置すべきだということをお願いいたします。この間の物価高騰で県において補正などでこの間計上してきたということは存じておりますけども、きちんとした指定管理料を私は措置すべきだということを求めておきたいと思っております。

最後に非正規の方が多いわけで、その中には有期労働になるわけですね、基本的に改正労働契約法で無期転換ルールが規定された。これ御存じのとおりで、有期の労働契約が5年を越えて更新された場合には、労働者からの申込みで無期労働契約に転換できる、転換されると。この無期転換ルールですね、この3施設の無期転換ルールの適用状況について教えてください。

○坪内委員長

神田都市計画課長。

○神田都市計画課長

今年度の対象者は特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21で3人、株式会社ISPで4人、大畑建設株式会社で3人となっております。そのうち無期転換への移行の申し出をされた方はいらっしゃらなかったと確認しております。使用者側からは無期転換の制度説明とか意向確認は行ったということも確認しております。なぜ移行されなかったかということでございますが、高齢の方であり御自身で長期雇用を望まれないということとかが多いようございますので、労働者側の理由によって希望をなさらなかったということでございます。以上でございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

これで終わりますけれども、その指定管理者制度の運用については、やはり公の施設、これは先ほども言いました地方自治法第244条の規定、この規定にふさわしく業務の公

共性と専門性が担保されるべきだと私はこのように考えますので、引き続いての県としての対応をよろしくお願ひしたいとこのように思います。

○坪内委員長

そのほか、ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

尾村委員。

○尾村委員

5つの一般事件案、第169号から第170号、第171号、第179号、第180号の5つの議案なんですけども、私としては第170号と第171号は反対とさせていただきますと思います。

反対の理由なんですけども、やはり私は公の施設というのは公共性をもたず、営利を目的とする民間会社に任せるといふことには疑義がございます。自治体の責任を果たすという点でいえばこの点危惧をするものであります。その理由から第170号、第171号は反対させていただきます。

○坪内委員長

それでは、御異議がありましたので、第170号議案及び第171号議案については、個別に挙手により採決したいと思います。その他の議案については、その後、一括して採決をしたいと思います。

お諮りいたします。第170号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○坪内委員長

挙手多数。よって、第170号議案は、原案のとおり可決するものと決定しました。

続いて、お諮りいたします。第171号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○坪内委員長

挙手多数。よって、第171号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、そのほかの議案について一括して採決を行います。

お諮りいたします。第169号議案、第179号議案及び第180号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第169号議案、第179号議案及び第180号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

第146号議案のうち関係分、第147号議案、第149号議案及び第181号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

金坂土木総務課長。

○金坂土木総務課長

資料の4ページを御覧ください。第146号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算のうち土木部関係分、第147号議案、第149号議案及び第181号議案、令和6年度島根県一般会計補正予算のうち土木部関係分について、一括して御説明いたします。

まず、令和6年度11月補正予算案（初日提案分）につきましては、債務負担行為の補正及び繰越明許費の設定についての補正予算案でございます。

債務負担行為につきましては、事業の進捗や計画変更に伴うもの、また年間を通じて工事施工時期の平準化を図るためのもので、今回新たに追加するものと既に認めていただいております限度額を変更するもの合わせて56億9,700万円の増額をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費につきましては、地元や関係機関との調整に時間を要したことなどによりまして、本年度中に完了しない見込みであることが既に明らかな事業について、令和7年度への予算の繰越しをお願いするもので256億3,800万円を計上しております。

次に、流域下水道事業会計におきましては、年間を通じて工事施工時期の平準化を図るため債務負担行為について1億600万円の追加をお願いするものです。

次に、5ページから6ページにかけましては、債務負担行為の追加分と変更分の内訳を記載しておりまして、このうち網かけ部分が工事施工時期の平準化のための債務負担行為で、この平準化分として21億835万円を計上しております。

次に、7ページを御覧ください。繰越明許費の状況でございます。まず、一般会計では表の太枠で囲った繰越限度額、11月補正の合計欄の赤い丸で囲った額253億9,600万円余を計上しております。またその下、臨港地域整備特別会計では2億4,100万円余を計上しております。

次に、8ページを御覧ください。流域下水道事業会計でございます。補正内容は先ほど説明したとおり年間を通じて工事施工時期の平準化を図るため債務負担行為の追加をお願いするもので、詳細につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、資料9ページを御覧ください。続いて、中日提案分の補正予算案について御説明いたします。補正の内容としましては2点ございます。1点目は、国の経済対策のうち防災・減災、国土強靱化を推進するための補正でございます。一般会計の補正額として113億2,500万円の増額をお願いするものでございます。2点目は、この補正予算額の全額について繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、10ページを御覧ください。土木部の公共事業の総括表でございます。表の中ほど補正額の欄でございますが、補助公共事業費で106億円余、維持修繕費で6億円余の補正予算を計上しておりまして、いずれも防災・減災、国土強靱化を推進するためのものでございます。補正後の公共事業の予算額は表の一番下、総合計の欄、丸で囲った部分、759億円余でございます。

次に、11ページを御覧ください。公共と非公共を合わせた土木部の予算額でございます。課ごとの補正額につきましては表の中ほど補正額の欄に記載のとおりとなっております。

次に、12ページを御覧ください。繰越明許費の状況でございます。一般会計の表の左

半分のうち太枠で囲った部分、11月補正中日、国補正の欄が中日提案分でございまして合計欄の赤い丸で囲った額、このたびの国の経済対策に伴い計上しております補正予算額113億円余の全額を令和7年度へ繰り越すもので、理由としましては国の補助決定の遅延によるものでございます。説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

予算案4件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

お諮りいたします。第146号議案のうち関係分、第147号議案、第149号議案及び第181号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第146号議案のうち関係分、第147号議案、第149号議案及び第181号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

以上で付託議案の審査を終了します。

ここで休憩を取りたいと思います。再開は午後1時からいたしますので、よろしくお願いいたします。

〔休 憩〕

○坪内委員長

それでは、委員会を再開いたします。

続いて、報告事項について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

國谷技術管理課長寿命化推進室長。

○國谷管理監（長寿命化推進室長）

私のほうからは、第2期島根県公共土木施設長寿命化計画の策定について御説明いたします。資料は13ページになります。

はじめに、1ポツ、経緯等についてでございます。県が管理する公共土木施設の老朽化対策につきましては、平成27年度に公共施設等総合管理基本方針及び公共土木施設長寿命化計画を策定し、計画的に取り組んできたところです。今年度末で計画期間の10年が経過するため、このたび第2期長寿命化計画を策定するものでございます。

次に、2ポツ、第2期長寿命化計画の概要について説明いたします。（1）計画期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。（2）対象施設は、県が管理する公共土木施設のうち橋梁、トンネル、水門など主要な17施設でございます。現行計画策定後に維持修繕マニュアル等の整備が進んだ3施設、道路防護柵、河川海岸、港湾海岸を今回対象施設に追加しております。（3）取組の考え方としましては、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルによる取組を継続して進めることにより、施設の長寿命

化を図るものでございます。この計画につきましては、確立されたものであることから見直しは行わず引き続きこの取組を進めることとしております。

続きまして、(4) 定期点検結果による措置につきまして御説明いたします。この点について今回、見直しを行っています。10年前はまだ全ての施設の点検を終えていませんでしたので、全ての施設で同じ対策方針としていましたが、第2期計画では、これまでの点検結果に基づき施設ごとに対策方針を定めております。例えば、主な施設については表にありますとおり、早期措置段階である健全度Ⅲの施設につきましては、橋梁やトンネルでは点検後5年以内に対策を実施。河川管理施設では点検後10年以内に対策を完了というふうに施設ごとに定めております。なお、緊急措置段階である健全度Ⅳは、全ての施設で応急措置を行ったうえで早急に対策することとしております。詳細につきましては、資料14ページ以降に第2期長寿命化計画の素案をつけておりますので御覧ください。最後に、(5) 第2期計画の策定スケジュールですが、今後パブリックコメントを行った後、2月議会で計画案の報告を行い、来年3月末に決定する予定で進めてまいります。

私からの報告は以上です。

○坪内委員長

仙田港湾空港課空港整備室長。

○仙田空港整備室長

続きまして、私からは11月14日に開催しました第3回出雲空港利用者利便向上協議会交通・駐車場部会について御説明します。委員会資料32ページを御覧ください。

部会の概要としましては、出雲空港の駐車場において、ターミナルビル付近の長期駐車場の抑制が課題となっていることから本部会において対応策について検討を行っております。部会の構成員については記載のとおりでございます。第1回の部会は昨年9月に第2回は今年2月に開催し、駐車場の利用適正化を図るため管理規程の制定や有料化の検討、駐車台数を減らす取組としてパーク・アンド・ライドなどの空港連絡バスの利用促進などを議論しております。今回の第3回部会での主な検討内容としましては、7月1日に施行しました駐車場管理規程の効果検証や空港連絡バスの利用促進について情報を共有し、今後の対応について検討したところです。最初に、管理規程の施行後の利用状況についてですが、資料の33ページを御覧ください。ターミナルビル付近の第1から第3駐車場の利用状況は、施行前の3か月と施行後の4か月を比べたところ、満車日数は月平均で施行前が18日、施行後は12日となり約3割減少しております。満車時間は月平均で施行前が90時間、施行後が37時間となり約6割と大きく減少となりました。また、平均駐車台数も月平均で施行前が541台、施行後は526台となり平日、休日とも減少しております。

次に、入出庫台数は施行前に比べ増加しており、傾向としましては、駐車車両の入れ替わりが増え、多くの方に御利用いただけるようになったと考えています。

最後に、長期駐車台数は令和5年度に60台ありましたが、管理規程施行により27台と半減しました。

次に、空港連絡バスの利用促進に向けた取組として、バス利用者へアンケート調査を実施した結果について、資料の34ページで御説明させていただきます。

今年のゴールデン期間中の4月下旬とゴールデンウィーク明けの5月中旬の2回に分け

実施しております。交通手段としては、山陰居住者は80%以上の方が車で来港されており、山陰以外の居住者は70%以上の方がレンタカーや空港連絡バスを利用されておりました。また、利用促進に向けて必要なことを問いましたところ、キャッシュレス決済の導入が一番多く回答がございました。空港連絡バスの利用状況は、令和5年度利用率20%となっております。資料の32ページに戻っていただき、第3回部会での検討結果としまして有料化については、管理規程施行後のターミナルビル付近の駐車場の満車状況は改善傾向となっており、現在の状況が継続すれば有料化が必要な状況ではないと考えています。ただし、現時点では施行後4か月のデータしかございませんので、引き続き利用状況を注視しまして継続的な検証を行ってまいります。

次に、空港連絡バスの利用促進に向けた取組ですが、アンケート調査結果のニーズとして最も多かったキャッシュレス決済の導入を、来年3月に運用開始予定となっております。また、日本航空との連携の取組としてウェブ上でデジタルバスチケットの購入ができるJALMa a Sが本年10月24日から導入されています。なお、パーク・アンド・ライドにつきましましては、適地の選定に課題があるため、引き続き関係機関と協議検討を進めてまいります。

最後に、今後の対応として年末年始も含めた駐車場の利用状況を確認した上で、来年2月に開催予定の第4回部会において、今後の対応策について決定する予定としております。

私からの説明は以上です。

○坪内委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

それでは、建築住宅課から県営住宅家賃の過大徴収につきましまして、資料35ページでございます。本件につきましましては、過大徴収の発生事実について前回の委員会で報告をさしあげておりますが、その後過大徴収額の状況について把握をいたしましたので、内容を報告させていただきます。なお、この内容につきましましては10月30日に公表をしております。

まず1つ目、事案の概要です。このたびの過大徴収は、名義人が被扶養者となる場合の老人扶養控除及び特定扶養控除を適用していなかったことから家賃を過大に設定していただいております。過大徴収額の調査につきましましては額の算出が可能な平成18年4月以降を対象に実施しております。

次に、過大徴収額と返還額です。まず、過大徴収が生じた世帯は合計84世帯ございました。このうち退去されている世帯は15世帯でした。次に、過大徴収した額の合計は敷金を含みまして703万2,905円であり、利息を含めた返還額の合計は1,002万4,128円となりました。この内訳は資料中段の表のとおりでございます。

次に、返還の対応です。現時点で所在が分かっている方に対しましては返還額と返還方法等について文書で通知をさしあげております。実際の家賃の返還は来年1月末となる見込みです。

最後に、返還にかかる予算です。県営住宅特別会計において予算流用により対処いたします。流用額は1,089万8,000円でございます。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

尾村委員。

○尾村委員

公共土木施設の長寿命化の問題なんですけども、この長寿命化は県民の皆さんの安全・安心の観点から、引き続き、しっかりと取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

しかしながら、予算というものが限られているわけですので、状況によっては計画どおりにいかないと、十分なハード対策が行えないという場面も出てくるかもしれないと思うんです。ハードの対策が、仮に十分にできないということも鑑みれば、私としては、ソフトの対策も当然合わせて、しっかりとやっていく必要があるというふうに思っております。例えば、ハザードマップとか、それから、落石なんかでいえば標識などによる危険箇所をしっかりと周知するという事とか、または防災や減災に関する学習会を開催するなどして、県民に対して注意喚起をやるなど、ソフト対策についても取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

各課またがると思いますので、部長さんのほうで回答いただければありがたいです。

○坪内委員長

今岡土木部長。

○今岡土木部長

失礼いたします。先ほど、委員のほうから御指摘ございましたけれども、近年災害のほう頻発化・激甚化しております。公共土木施設だけでは、十分に県民の皆さんの生命・財産を守り切れないという可能性もございます。そういった点で、迅速な避難でありますとか、逃げ遅れの防止等、こういった被害を最小限に抑えるためのソフト対策、それも大変重要であるというふうに考えております。

先ほど、御紹介ありましたハザードマップでありますと、そのハザードマップは市町村が基本的にはつくるわけでございますが、その基礎資料となります洪水の想定区域でありますとか、土砂災害警戒区域、こういったことの指定によりまして、自然災害の危険性、こういったものを周知するとか、あと先ほどありました出前講座等による啓発活動、こういうことに努めているところでございます。そのほか、災害時は迅速な情報を県民の皆様提供しなければならないということもございますので、水防情報システムでありますとか、土砂災害予警報システム、こういったシステムによりまして、情報のほう速やかに伝達できるように取り組んでいるところでございまして、引き続いて、河川改修でありますとか砂防事業、こういった施設のハード整備、これはやっていく必要がございますけれど、これと併せましてソフト対策の充実、強化についても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

ありがとうございます。やはり災害が非常に頻発化し、激甚化しておりますので、引き続いての対応、どうかよろしく願いいたします。

○坪内委員長

ほかにございませんか。

山根委員。

○山根委員

すみません。空港の関係について、お尋ねをさせていただきます。

まずもって、土木部におかれて空港利用者の利便向上のために大変努力されておりますことに敬意を表したいというふうに思います。今議会でも、ちょうど原副委員長さんが御質問されました。その問答を聞いて、そうなのかなという疑問が少しありますので、この場で質問をさせていただきます。

確かにこの報告にありますように、改善傾向になっていることは御努力の成果であり、これも大変敬意を表します。ただ、満車時間は大きく減少となっておりますが、特に私が思うのは、朝の8時から9時、10時ぐらいまでの時間帯、これが非常に第1、第2、第3の駐車場は空きが、私は少ないと思っておりますが、そこら辺が皆さんの不満ではないかなと、私自身も含めてそう思っています。その状況はどうなんでしょうか。

それから、もう一つはその時間帯に行くときに満車じゃないかなと思って、空港に近づくと精神的に暗くなる、負担がちょっと大きいなというふうに思ってますし、それから、これは原副委員長も御指摘なさってましたが、構造的に空いてますよという表示があっても、空いてるところを探すのが、非常に難しいような構造になってる。このところは本当困ったなという気がいたします。

それから、これは私が常々思っているところですが、駐車場の問題、多くの人が2階建てにすればいいじゃないかっていうことをおっしゃってますが、私はあんまり賛成ではありません。一つは、軟弱地盤のところへ2階建ての構造物を造るっていうのが、非常にコストもかかりますし、何よりも出雲空港は、島根県の空の玄関口でありますので、私は少し、やっぱり風格といいますか、そういったものも必要ではないかというふうに思っておりますので、あんまり賛成ではありません。ただし、その風格の問題でいえば、ほかの空港へ行きますと、やっぱり駐車場も含めてきれいに整備してあります。出雲空港の第1、第2駐車場。第3駐車場はまあきれいなのもかもしれない。第1、第2駐車場は、少しごちゃごちゃごちゃしてるなという感じもございませぬ。そういったことも含めて、少しいろんな御検討をいただいたらいいのではないかと考えておりますが、御所見がありましたらお伺いさせていただきたいと思っております。

○坪内委員長

仙田空港整備室長。

○仙田空港整備室長

まず、満車の時間帯につきましては、私どもで状況を把握しているところでございませぬと、朝の時間帯でいきますと、10時から11時が、やはり駐車台数が多くなってございませぬ。午後の時間帯でございませぬと、15時から16時について駐車台数が増えてるという状況でございませぬ。

次に、駐車場が空いているかどうかを確認しづらいという御意見でございませぬが、こちらにつきましては、一般質問でも答弁をさせていただいたところでございませぬけど、やはりそういった空いてるところが分かるという設備を整備しようと思ひますと、コストも非

常にかかるという認識をしております、現時点では、ちょっと設置は難しいと考えてございます。

それと、第1から第2駐車場がごちゃごちゃしているという御質問でございますけど、第1駐車場につきましては、駐車区画がちょっと狭い基準になってございまして、非常に利用者の皆様には、御不便をおかけしている状況でございますが、これを広げるということになると、また駐車台数も減るというデメリットもございますので、慎重な対応が必要だと考えてございます。私からは以上でございます。

○坪内委員長

山根委員。

○山根委員

朝晩の駐車場の空き台数は把握しとられますか。

○坪内委員長

仙田空港整備室長。

○仙田空港整備室長

第1から第3駐車場の駐車台数が597台ございますけど、朝の時間帯でいくと8時でございまして、管理規程施行後だと、481台の駐車が確認されておまして、9時だと527台、11時が最も多くて558台の駐車がございまして、午後の時間帯でございまして、14時が532台、15時が537台、16時が538台というところで、駐車台数は把握してございます。

○坪内委員長

山根委員。

○山根委員

分かりました。597台あって、そのうちの530台から550台だったら、まあ少し余裕がありますよということなんでしょうけども、ごめんなさい。ただ、利用する側にとっては、非常に精神的なプレッシャーが大きいことは、いろんな人と話をしてもそうおっしゃいますので、そここのところをよく考えていただきたい。それから、私は今おっしゃいましたように、駐車区画が狭くて、非常にごちゃごちゃとした空港の駐車場の在り方としていいのかなと疑問に思っております。ただ、これは言ってもそんなに簡単に、はいそうですかと、じゃあこうしましょう、早くやりますわ、ということにもなりませんから、そういった意見がたくさんあることを踏まえて、いろんな角度から検討をしていただきたいというのが趣旨ですので、よろしく願いいたしたい。

○坪内委員長

その他。

原副委員長。

○原副委員長

すみません。私もちょっと関連で。山根委員と実感は同じでして、利用している方々が、よくなったと言われる方が、ちょっと一人もおられなくて、非常に御努力いただいているのはもう重々承知していますし、本当に感謝申し上げるんですけども、いろいろこの表を見て、率直に私、少し疑問を持っているところがありまして、例えば時間が減ったり、満車日数、いわゆる回転率、これ上がっていますということなんですけど、私が注目してるの

はこの平均駐車台数、これがほぼ変わってないんです。混雑状態が緩和とありますけれど、541台から526台に減少という。

これは、何が起きているかっていうと、多分ですけども、いわゆる長期駐車がいなくなったので、回転は確かに上がっていると思います。1台が例えば出たと、その瞬間に満車時間はカウントされませんので、なので、これ数字下がってきていると。けれども、基本的な全体の車の数は変わってないので、1台が出た、その後また1台入ってくるみたいなことが繰り返されているから、多分今こういう数字の出方をしてるんだと思うんです。そう考えたときに、利便性っていうことを考えたときに、先ほど山根委員がおっしゃったように1台、2台空いてるかもしれないけれども、見つけるのも大変だし、というのはまさに、何ていうんでしょうか、全体的な車の台数はほぼ変わらないけど、回転率がちょっと上がって1台出て、1台は運よく見つけられて入れたかもしれないけど、あとの4台はやっぱり入れないみたいなことが、多分断続的に起きていて、それを数値で見ると落ちてるように見えるんですけど、利用する人からすると、何か一応「空」に1台「空」なるとるけれども、どこに空いとるか分からんわ、みたいなことがあるわけです。運よく見つけた人は、そこには入れていると。だから、相対としては、満車時間は減ってるんですけども、利便性はあんまり上がってないというのが、皆さん感じている実感を数値で見るとそういうことなのかなって思っています。

私が一番懸念しているのは、テーマ設定が、有料化か否かみたいのところになっていて、そうじゃないんですよと。これこのままいくと、下がってますよねと。2月に「有料化は必要ありませんでした、終了します、この議題は。」ってなるのが一番生産的でないと私は思っていて、もちろん有料化か否かっていうのは、一つの手段でしかなくて、パーク・アンド・ライドも議論していただいていますけども、それに加えて、これから間違いなく増えますので、今利用時間も延長するし、国際便も入ってくるので、減ることはほぼもうコロナとか起きない限りないと。そうすると、やっぱり投資っていう目線で、どうすれば駐車台数を増やせるのか、立駐はちょっといろんな意見があると思いますけども、それ以外にもいろんな各空港の知恵とか、料金を引き上げたりするところも結構いっぱい各空港ありますけれども、何かこれだけに議論を取れんしないでほしいなっていうのが思っています。新聞報道でも、有料化の必要性は今ないっていうふうに、ばあっと出て、何かそうするとなんか、そもそもそういう議論じゃなかったよな、というふうにやっぱり思っちゃいますので、その点だけちょっと、私もこの出雲空港のテーマって物すごい県民の方関心が高くて、そして何とかならんのかという思いを持たれてる方が、多分相当多いというふう実感していますので、その辺りをちょっと慎重に御議論いただけたらと思っています。

○坪内委員長

仙田空港整備室長。

○仙田空港整備室長

すみません、まず有料化か否かということでございますけども、今の状況は確かに満車状況を改善してございますので、2月の部会でどういう判断になるか分かりませんが、利用状況の検証は引き続き続けていった上で、状況が変わるようであれば、その都度、部会を開催して、議論したいと考えてございますし、駐車台数についても、今後就航路線の便

数が増えるというところで、実際駐車台数がどの程度増えるのかいうところも踏まえながら、検討は進めていきたいと考えてございます。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。この際、土木部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

多々納委員。

○多々納委員

せっかくの機会ですので1点だけちょっとお伺いしておきたいんですけど、資材等とかの高騰で、たまたま昨日、建設土木業界の皆様方と少し意見交換をする場が副委員長も一緒でしたけど、その場で労務単価の話がちょっと出てましたが、設計労務単価がここのところ、毎年上がってはいると思うんですけども、正直実際この労務単価自体が、実際にこの状況でいいのか、まだちょっと足りないんじゃないかという話も今ある中で、当然地域性もあって、地域との格差がまだ縮まってないような状況、毎年最賃も上がるいう状況の中で、現在の労務単価の設定の部分というのが、どのような状況なのかなっていうのが、ちょっと正直言ってはっきり、現状に今合ってるのか、もっとやっぱり労務単価を上げていかなきゃいけない状況にあるんじゃないかという、その辺がちょっと御説明をいただくといいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○坪内委員長

山根技術管理課長。

○山根技術管理課長

先ほど委員から御指摘いただきました労務単価について、説明をさせていただきます。労務単価につきましては、年に1回、国のほうから大体3月ぐらいになるんですけど、公共事業の賃金水準となります労務単価について公表されているところでございます。ちなみに令和5年から令和6年に関しましては、全国平均で大体5.9%労務単価が引き上げられております。島根県におきましては6.4%上昇しております。今この新しい労務単価で、県の発注工事については、3月以降取り組んでいるところでございます。

先ほど、島根県の労務単価が安いんじゃないかという御指摘があったと思うんですけど、こちらにつきましても、県の建設業協会のほうからも以前からそのような御指摘をいただいております。その中で、建設業界のほうで労務単価の国の調査が、各会社に労務単価調査ということでいろいろ調査が来ているようなんですけど、その調査が果たして適正に申請されてるかどうかということも、実際にちょっと考えられてるところがありますので、今年度勉強会をしながら、本来ちゃんと申請しなければいけない労務単価が、申請されていないんじゃないかということを検証しながら勉強会をされてるというところを聞いておりますので、お手伝いができることがあれば私どもも協力していきたいというふうに考えております。以上です。

○坪内委員長

多々納委員。

○多々納委員

ありがとうございました。業界のほうでも、これ当たり前の話、人材確保というのが、

非常に厳しい状況であろうと思いますので、その辺の労務単価の適正化というか、適正に図られているものと思いますけども、また注視していただくようによろしくお願ひします。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で土木部所管事項の審査及び調査を終了します。執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、しばらくお待ちください。

[執行部入替え]

○坪内委員長

これより、防災部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、防災部長の挨拶を受けます。

森本防災部長。

○森本防災部長

坪内委員長、原副委員長をはじめ、委員の皆様には日頃より防災部所管の業務につきまして御指導を賜り、誠にありがとうございます。

さて、島根原発2号機についてですが、今月7日に原子炉が起動したところですが、本日11時32分頃、中国電力から2号機の原子炉水位を計測する機器の不具合があったとの連絡を受けました。その後、12時20分に監視可能な状態に復帰したとの連絡を受けております。その間も、代替機器により監視が継続できておりましたので、運転は止めることなく継続しておりました。現在は復帰したという連絡を受けております。この旨、中国電力は1時過ぎに公表しております。県では、安全協定に基づきまして、その状況を確認するため13時から立入調査を行う予定としております。島根原発につきましては、先日中国電力が1月10日の営業運転再開を、計画を発表しております。県では今後とも、進捗を都度確認するなど引き続き状況を注視してまいります。

本日は一般事件案1件と、報告事項4点を予定しております。御審議のほどよろしくお願ひします。

○坪内委員長

ありがとうございました。

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された防災部に係る議案は、一般事件案1件です。

それでは、一般事件案の審査を行います。

第178号議案について執行部から説明してください。

佐藤消防総務課長。

○佐藤消防総務課長

私からは、第178号議案、契約の締結について御説明させていただきます。防災部委員会資料の1ページでございます。契約を締結いたしますのは、防災行政無線ネットワーク衛星通信設備更新（端末局）工事でございます。

1ポツの工事の概要を記載しておりますが、防災行政無線ネットワークは、災害時に県、市町村、防災関係機関が適切に対応するため、地上系の無線通信と自治体衛星通信機構が提供する地域衛星通信ネットワークの活用による衛星系通信で多重化しておりますが、こ

のうち衛星系通信について、機構が運営するネットワークが老朽化のため、令和9年度で次世代ネットワークに切り替わることから、県においてもこれに対応した通信設備への更新等を実施するものでございます。

次の2ページに、具体的に整備する主な設備機器を載せておりますが、県の地方機関や警察、消防、市役所、町村役場など計91の施設で、衛星系アンテナや通信装置、無停電電源装置など、こういった設備機器を更新整備しようとするものです。

工期は契約成立の日の翌日から24か月を予定しておりまして、このため2ポツに記載しておりますが、(1)期間を令和6年度から令和8年度まで、(2)限度額8億7,700万円の債務負担行為を設定しております。契約の概要でございますが、3ポツ、工事の入札・仮契約(1)から(6)に記載しております。契約方法は一般競争入札、契約金額は8億14万円、契約の相手方は和幸株式会社で、仮契約を令和6年9月10日に締結しております。

私からの御説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はありませんか。よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第178号議案について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議なしと認めます。よって、第178号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。質疑は、全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

3ページをお願いいたします。私からは島根県新型インフルエンザ等対策行動計画(素案)について御説明します。なお、今回御説明する素案の概要等につきましては、健康福祉部においても委員会で報告されるものとなっております。

まず1、県計画改定の背景でございますけれども、県計画の改定につきましては、10月の常任委員会でも御報告しておりますとおり、今年7月に国において政府行動計画が全面改定されたことから、県におきましても、平成25年に策定した県行動計画の見直しを行うものとなっております。この見直しに当たりましては、国の行動計画や、令和6年3月に策定しました県の感染症予防計画と整合性を図るほか、病院の病床、外来や保健所の機能の逼迫などの、課題等への対応についても盛り込むこととしております。

次に、2の県行動計画の概要につきましてでございますけれども、今回全体を3部構成としておりまして、第1部では新興感染症の発生のおそれですとか、未知の感染症が世界中に広がりやすい状況にあるなど、感染症危機を取り巻く現状ですとか、それに対する万全

の体制を整えることの重要性などについて記載しております。また、政府行動計画では、基本的人権の尊重ですとか平時からの体制づくり、国民生活、社会経済活動への影響軽減、こうした3つの目標実現が示されておりますので、県の行動計画におきましても、同様としております。新型コロナ感染症対応におきましては、各部横断的に全庁体制で取り組む必要があることから、各部局の役割分担を見直すなども、今回いたしております。次に第2部では、政府行動計画では対策の基本的考え方ですとか、様々な感染症に幅広く対応できるシナリオなど基本方針を示しておりますので、県計画も政府の基本方針に準じた形としております。次に第3部では、対策項目の考え方ですとか取組につきまして、対応の時期を発生前の段階である準備期、発生した段階の初動期、封じ込みを念頭に対応する対応期の3期に分けまして取り組むこととしております。例えば、追加しました項目では④のリスクコミュニケーションにおきまして、今回偏見ですとか差別等の防止や偽情報、誤情報対策も含めた対応について新たに記載しているところでございます。

次に、3の改定経過と今後の予定についてでございますけれども、この素案につきましては、先般健康福祉部が医療審議会感染症部会に意見を伺っておりまして、今後は国の事前審査の後パブリックコメントを実施、県の医療審議会全体会に報告した上で、来年5月には改定を終える予定としております。

次に、4ページをお願いいたします。4ページの資料でございますけれども、今回取り組む13の項目について取組をまとめたものとなっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。次に、KC-46A空中給油・輸送機の空中給油ブームの損傷に係る事故調査結果について御説明いたします。この事案につきましても、前回の常任委員会で事案の概要と県の対応などについて御説明しておりますけれども、先般美保基地から関係自治体に対しまして、事故原因や再発防止策などについて説明がありましたので、御報告いたします。

まず1、事故の経過等につきまして改めて御説明いたしますと、令和6年8月6日美保基地所属のKC-46A空中給油・輸送機1機が奥尻島南西の日本海上におきまして、F-35Aとの空中給油を実施中ブームと呼ばれる、空中で相手の機体に接続して給油する給油管、これがF-35Aの空中給油口から突然分離して、急激に上昇し、KC-46A機体の後ろに接触したものでございます。これによりまして、KC-46Aの機体の後ろ側とブームが損壊し、ブームを正常な位置に格納できない状態で美保基地に着陸したことによりまして、滑走路が一時閉鎖され、民間航空機に後れが生じたものです。この状況等につきましましては、資料の下のほうに事故発生の流れと損傷箇所について、図と写真でも載せております。

続きまして、6ページをお願いいたします。2、調査の方法でございますけれども、航空自衛隊の事故調査委員会によりまして、KC-46A及びF-35Aの機体、双方の構成品等の破損状況の調査ですとか、ブームの挙動、操作データ等、各種データ解析が行われているところでございます。

続いて、3の事故の原因につきましましては、1、KC-46AのブームとF-35Aの空中給油口を接続し給油しているにもかかわらず、ブームを操作する隊員が給油状況を確認する画面におきまして、ブームが空中給油口から分離している状況を示す表示となったため、ブームを操作する隊員が困惑。2、通常の手順では、ブームを空中給油口から分離さ

せるまでは、ブームを垂直方向へ上昇させる操作を実施することはないが、ブームを操作する隊員は、無自覚にブームを空中給油口から分離する前に、ブームを上昇させる動作を行ったものと推定。3としまして、結果、ブームを上昇させる荷重が過大にかかった状態で、ブームがF-35Aの空中給油口から分離したため、ブームが急激に上昇し、当該の機体後胴に接触、その際の接触により機体後胴及びブームが損壊し、ブームが正常な位置に格納できない状況になったものと考えられるとのことでございました。

この再発防止策につきましては、4のところに記載しておりますけれども、こうした事態を防ぐために、不測の事態に対応する対処要領等の策定及び訓練実施基準等への反映が行われ、不測の事態に対する教育を徹底したとの説明がっております。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

小村原子力安全対策課長。

○小村原子力安全対策課長

資料のほうは7ページを御覧ください。私からは、島根原子力発電所における火災に関する対応結果について、御報告をさせていただきます。

1ポツ、主な経過に記載しておりますが、島根原発構内でありました2件の火災、4月30日は2号機タービン建物内で仮設分電箱に焦げ跡が確認されたもの。9月7日につきましては、原子炉建物の西側、屋外でありますけれども、コンクリート養生マットからの出火が確認されたものであります。県はそれぞれ発生当日に立入調査を行いまして、その状況について本委員会でも御報告をさせていただいております。その後でございますが、10月17日に中国電力が両事案の原因と再発防止対策などを公表したことを受けまして、県は10月23日に、関連する調査や対策が適切に実施されているか、中国電力が作成し、社内で運用しております手順書類や現場の状況を視察するなどをして、確認したところあります。2ポツの(2)から2件の火災それぞれについて、調査結果の概要について御説明をしたいと思います。

その前に、今回いずれも工事で電気溶接の作業を行う中で発生しているということがございますので、最初に資料の9ページ、参考2のほうを御覧いただければと思います。簡単に電気溶接についての御説明をさせていただければと思いますけれども、参考2の上の図の右側のほうに、アーク溶接のトーチと書いてあるところがあります。このトーチと呼ばれるところから、対象の構造物、この図でいいますと、鋼材のところに電流を流しまして、そのことによって熱を発生させて、金属同士をつなぎ合わせると、こういった方法であります。流れました電流は矢印に、経路に沿って溶接機に戻ってくると、こういう仕組みになってるものでございます。資料のほう、今回4月30日の事案では、この電流なんですけれども、戻ってくるところが分かれまして、本来の経路以外のところ、意図しない経路に流れたことが原因というふうに推定がされてございます。

資料1ページ戻っていただきまして、参考1を御覧ください。具体的に今回、下側の左側の写真になりますけれども、経路になりましたのが、仮設分電箱の金属製の脚、これが近くにあった鋼材のほうと接触をしまして、この金属脚及び、右側の写真に書いてありますアース線、これらが電流が流れる経路になったということでございます。このアース線端部に、ねじ止めをしたところがありますけれども、ここの部分が発熱をして、上のとこ

ろ写真でいいますと左側のほう、固定してあったところが溶けたと、焦げ跡が生じたといったこういった事象でありました。

資料1ページ戻っていただきまして、7ページになりますが、こうした原因につきまして、中国電力は公設消防と合同の現品調査で、当該の仮設分電箱を分解いたしまして、損傷が発生している箇所等の確認を行っているということでございまして、こういった調査結果も踏まえ、適切に原因分析がなされているということを確認してございます。

資料7ページ、2ポツ(2)の②でございまして。再発防止対策でございましてけれども、原因を踏まえまして、工事等に伴い仮設分電箱を配置する際、金属脚と付近の構造物等を離して配置するなどの留意点、また仮設分電箱内のアース線端部に絶縁テープを巻くなどして、ねじ止めをしないといったことなどを工事管理仕様書に追記をしております。協力会社への周知、あるいは教育が行われていること、県が現場視察をする中でもそのとおり実施されていたことなどから、対策が適切に運用されているということを確認したところであります。

続きまして、(3)でございまして。9月7日の火災についてでございますが、資料行ったり来たりしますが、再び資料9ページのほう御覧いただければと思います。下のほうの図の②と書いてあるところでございますけれども、電流経路となるところで鉄筋と鋼材、ここが結束線で固定してありましたところ、いわゆるこの鉄筋と鋼材の接触面が小さかったということから、結束線のほうに電流が流れまして、結束線が発熱して溶け落ちたと。下にありました不要な資材、コンクリートの養生マットが、そこに切れ端があったということで、それが燃えたものだと、こういう推定がされてございます。

資料7ページに戻ります。こちらにつきましても、①のところでございますけれども、公設消防の現場検証等を踏まえて、適切に原因分析がなされているということを確認をいたしております。②再発防止対策につきましては、先ほど鉄筋と鋼材、この接触面が広くなるような向きに固定をするなど、固定方法を見直すとともに溶接作業時の不要材の確認、あるいは管理方法の見直しなどが、作業手順書のほうに反映されております。協力会社への周知が行われていること、現場を見ましたけれども、そのとおりの固定方法等が取られていることなどを確認いたしまして、適切に運用されていることを確認したところでございます。

最後に(4)でございまして、県からの要請事項といたしまして、発電所構内での工事、あるいは溶接作業といえますものは、ほかの現場でありますとか、また今後も行われますので、県としましては中国電力に対し、今回の両事案を踏まえた再発防止対策が他の現場でも展開されて実施されることや、時間の経過、あるいは人の入れ替わりがあっても絶え間なく継承されることを求めたところでございます。

私からの説明は以上であります。

○坪内委員長

三村原子力立地対策室長。

○三村原子力立地対策室長

私からは、このたび原子力関係業務に係る職員人件費を中国電力に負担してもらうことについて、おおむね合意に至りましたので、その内容について御説明いたします。

資料は10ページとなります。原子力防災などに必要な職員人件費については、法律に

基づく事務であるにもかかわらず、国からの十分な財政措置がないため、本来全額を国が財政措置すべきものと考えまして、政府に要望を行っているところでありますが、現時点では実現していない状況でございます。

このため、これまで島根原発を設置する中国電力に対して負担を求めることとし、核燃料税収入で対応する財政需要に計上しておりましたが、核燃料税収入では財政需要の一部しか賄えていない状況にございました。このため、中国電力に対し、このたびの核燃料税の交渉の中で、関係4市分も含めまして新たにきっちりと税で負担していただくようお願いいたしました。これに対しまして、中国電力から核燃料税の税率は17%相当とし職員人件費分、年5億円程度を核燃料税とは別に負担したい旨、申出がありおおむね合意に至ったところでございます。なお、負担額の一部につきましては、現行の島根県原子力防災安全等対策交付金、いわゆる核燃料税交付金とは別に、県を通じて関係4市に交付する予定でございます。また、本負担の期間につきましては、国が財政措置を行うまでの当面の間とし、引き続き、国に財政措置を求めてまいります。以上の内容につきまして、現在大枠として中国電力とおおむね合意しているところでございまして、来年度からの実施に向けて制度の詳細については中国電力と協議を詰めている状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

尾村委員。

○尾村委員

島根原発の火災の問題などトラブルの問題と、それから、中国電力の職員人件費の負担の問題で、まずちょっと質疑させていただきます。

冒頭、部長から本日11時32分に水位計測機器の不具合があったと、そしてその不具合が解消したという報告がありました。これは中国電力安全協定の第10条に基づく、異常時における連絡を11時32分過ぎに行ってきたと。そして、それに基づいて第11条で県が立入調査をやった、これが協定の今の流れだと思います。第11条の立入調査は、当然島根県松江市、その他鳥取・周辺、原発から30キロ圏内の各市と一緒にしているのかどうか、状況について説明してください。

○坪内委員長

小村原子力安全対策課長。

○小村原子力安全対策課長

尾村委員から御質問をいただきました。まず、状況のほう御説明をしたいと思います。本日の連絡でございますが、安全協定の中の実は第9条のほうの連絡になります。これは施設の故障等ではなくて、運転するに当たっては水位を計測する機器ですとか、こういった機器が幾つないといけないというような、こういった運転するに当たってのルールがございまして。このルールを満たさないという場合には、代替の措置を決められた時間内に取りなさいと、これも保安規定というルールの中で定められているということで、一旦、決められたところから外れたということで連絡を受けたと。この9条の連絡を受けた場合も、島根県は立入調査をするということになってございますので、現在立入調査を行っているという状況でございます。立入調査をするに当たりましては、関係自治体とも連絡を取り

まして、今14時からということに向かっていくということですので、今全てどこかというところはあれなんですけれども、県内でいいますと松江市さん、それから3市についても、立入調査あるいは現地確認ということに向かって、そういった状況で準備を進めていたというのがこの委員会に入るまでの状況でございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

安全協定の第9条、保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡、第9条が適用されたということですね。

○小村原子力安全対策課長

そのとおりでございます。

○尾村委員

12月7日に再稼働されて、一つの不具合が生じたわけですよ。それは当然、約13年ぶりに原子炉を起動するわけですから、何が起こるか分からない。その上、この2号機というのは、老朽原発だ、だからこれまでもシュラウドのひび割れが起こったりもしているし、様々なトラブル事案あったと思うんです。もっと言えば、いわゆる配管など様々な機器の劣化、減肉、こういう問題もあろうかと思えます。ですから私は、危険な老朽原発が今動いているわけですから、はっきり言って今この地域は大変危険な状態でそういうときに中国電力に対して、きちっと監視を、県民の命と安全を守る立場で県はやっていただきたい、このことは強く強く、まず求めておきたいと思えます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

続けて、火災の問題です。火災の問題については、4月の事案と9月の事案ごとに具体的な話をされたところです。火災以外も、この火災は今2つの例を説明された。私は何度も言ってきたけど、20年間で8回の火災が起きている。その他様々な不適切な事案が起こってきている。

こういう事案が起こる根本的な原因は、一体何なのかということについては、この間指摘をしてきました。それは一つに、根本的な原因としては、国が原発を推進するという点で、この原発推進の国がバックにいるからという中国電力には甘えがあるんだということ。それから2つ目には、9,000億円もの安全対策工事をやった、そしてこれのお金も回収したいし、利潤を追求したいということで動かしたい、この地域で電源供給を中国電力がやっている、ほぼ中国電力がやってるというおごりがあるんじゃないか。そして、安全神話がまだまだ残ってるんじゃないか、そういうことをこの間指摘をしてきたところです。そうだからこそ、中国電力に安全に対する意識改革の徹底を、しっかり求めないといけない。原発安全神話からの決別を図らせないといけない。この点で、県に私は、強く強くこの仕事をしていただきたいと思っているんです。この点でのお考えをお願いいたします。

○坪内委員長

小村原子力安全対策課長。

○小村原子力安全対策課長

委員から御指摘をいただきました。いわゆる直接的な原因以外のいろんな事象の背景にある原因、根本原因というような言い方もしますけれども、これを県としてもしっかり見ていく必要があるのではないかと、こういった御意見、御指摘であったかと思えます。

まさに、トラブルや不適切事案が発生する背景要因、中国電力の安全に対する意識ということでございますけれども、この点中国電力においては、過去の不適切事案などを踏まえまして、また、中国電力がやっていることでございますけれども、所員に対するそれぞれの事案の問題点等に関する定期的な研修、あるいは業務委託先への教育やコミュニケーションを強化するなどして、関係者の安全意識の向上に努めてきているといったこと、これは連絡等を受けて確認をしております。また、6月からでございますけれども、そういった体制を強化しまして、安全文化に関する監視評価活動を行う新しい組織を設置し、発電所における日常の振る舞い観察などの活動を行っている、こういった情報も得てございます。県でございますけれども、安全協定に基づく連絡等を通じまして、この新設された組織の活動状況についても確認することとしてございます。また、そのほか中国電力が有識者を集めて安全文化に関する会議というものもやっておりますけれども、そういった場に職員等も派遣をいたしまして、平時から中国電力の取組状況を確認するということをまずはしてございます。

また、普段の活動ということでいいますと、原子力規制委員会に対して、日常から行われている検査、これを厳格に行うことを求めておりますし、県も必要があれば、本日もしておりますが、立入調査を実施するなどをして、中国電力の取組状況をしっかり確認していきたいと考えてございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

重ねて指摘しておきたいのが、中国電力の企業体制ですね。隠蔽体質があると。これは私が一問一答質問でも述べましたけれども、港湾法の違反があったと、港湾法の違反は2004年から始まっていた20年間の違反だった。その港湾法違反が10月30日に発覚した。しかしながら、それを公表したのは11月22日だった。これは本当に、隠蔽体質だと指摘せざるを得ません。この点で、県としてしっかりと法令違反は見逃さない、厳しく指摘をする、批判をする、そして、コンプライアンスの重視をしっかりと徹底させるという点での仕事を、しっかり県にお願いしておきたいと思えます。

続けて、職員人件費の負担の問題について伺いたいと思えます。この問題も一問一答質問でお尋ねしたんですけども、先ほど三村原子力立地対策室長のほうから丁寧な説明がありました。いわゆる核燃料税については今、総務委員会で審議されていると思えます。

結果的に、核燃料税の税率が17%、これは私が類推するのに、いわゆる中国電力は17%だと、他の関西電力とか九州電力とか四国電力とか東北電力とか他の電力会社と、いわゆる税率を17%でそろえておきたい、電力会社っていったら横並びで考えますから。だから17%になった。島根県はそれに対して、税率の引上げ等を求めたんですけども、中国電力が分かりましたと言わないから、折衷案として5億円の負担金ということで、今合意に至ったというのが、私が類推しますけど、経緯なんだと思えます。私は、この原発のお金に県が依存するというのは、非常に危険だと思っています。それはこの間指摘し

たところですが。その上で、改めて伝えたいのは、やっぱり負担金を求める法的根拠、それからプロセス、これをしっかりと明らかにしないといけない。お金の使途、それから法的根拠を、これはしっかりと明確にして、県民に対する説明責任を果たしてほしい、この点を改めて強く求めたいと思いますけれども、お考えをお聞かせください。

○坪内委員長

三村原子力立地対策室長。

○三村原子力立地対策室長

今回、中国電力に負担していただくことにつきましては、現在おおむね合意に至ったところでございます。現在協定書の締結なども含めまして、合意を担保していくための手法について、詰めを行っている段階でございます。この負担につきましては、歳入予算になるかと思えますけれども、来年度の歳入予算のほうへ計上する予定でございますので、予算審議などを通じまして、県議会の皆様に対しまして、丁寧に説明していく考えでございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

室長、よろしくお願いたします。

最後に、空中給油機のトラブルの問題についてお尋ねさせていただきます。先ほど御説明があったように、8月6日のトラブルなんですね。ブームが格納容器に収まらなくなったということなんですか、この空中給油輸送機、全国的にどういうトラブル、事故が今起こっていますか。多分、防災部知っていると思いますので、ちょっと全国的なトラブルと事故の状況を教えてください。

○坪内委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

今回の美保基地所属の空中給油・輸送機のトラブルを受けまして、県では、全国の空中給油・輸送機に関わりますトラブル事例について、国が公表している資料でございますけれども、把握しているところでございます。

まず、KC-46Aと同型機ではございませんけれども、在日米軍機によります空中訓練中に発生した事例が、過去3例発生しております。防衛省の公表資料によりますと、まず1つ目は平成28年4月に沖縄本島沖の公海上におきましてF/A-18D戦闘攻撃機への空中給油を終えた後、KC-130J空中給油機の給油ホースの先端部が戦闘攻撃機に引っかかり、給油ホースの一部がそぎ取られたため、この両機が帰投予定地を変更しまして、嘉手納飛行場に着陸したという事例でございます。

2つ目といたしましては、平成28年12月でございますけれども、沖縄北東の海上上空におきまして、アメリカの海兵隊でございますけれども、普天間基地所属のMV-22オスプレイへの空中給油を終えた後に、米空軍MC-130空中給油機の給油ホースがオスプレイのプロペラと接触いたしまして、プロペラが損傷。沖縄県名護市の沖合で不時着水したという事例がございます。

3つ目といたしましては、平成30年12月でございますけれども、米海兵隊岩国飛行

場所属のF/A-18Dが空中給油を終えた後に、同飛行場所属のKC-130J空中給油機、これの尾部に衝突いたしまして、両機とも高知県南東の海上に墜落したものと、この3つの事例がございます。この3つの事例、いずれにつきましても、パイロットの習熟不足、これが事故の原因とされております。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

今、御説明というか、御報告いただいたように事故が起こっているわけですよ。私は考えてみたときに、岩国基地に、米軍の空中給油機が17機配備されている。それから美保基地に、航空自衛隊の空中給油機が現在は4機で、1機がこの前トラブルした。こういう状況なんですよ。これが単に配備されてるだけじゃないわけですよ。訓練せんといけないわけだから、飛んでるわけですよ。その空中給油というのはもう空の上でガソリンを給油するわけですよ。だから、空飛ぶガソリンスタンドと別名言われるわけですよ。非常に危険なことをやるわけですね。

私は許せないのは、やはり去年の12月に浜田市の陸地上空で、人がいる陸地上空でそういう訓練をしていることが写真で撮られたわけですよ。だから、何してるか分からんわけですよ。県としてこういう、私からすれば無法な空中給油訓練が、または空中給油が島根県内でやられているということに対して、国に対して毅然と対応してもらわないと、私はいけないと思うんですけれども、県としてどういう対応をしているのか説明してください。

○坪内委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

空中給油につきましては、高い技能を有して、過去には事故も発生している状況でございます。浜田市上空で空中給油が目撃された事案でございますけれども、県では防衛省に対しまして、重点要望で、陸地の上空では空中給油を行わないよう要請しているところでございます。陸地の上空で行われます空中給油につきましては、県民の安全・安心を脅かすものであることですので、県といたしましては、引き続きしっかりと対応を国に求めていくことにしております。以上でございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

これで終わります。

今、4機美保基地に配備されている。4機の訓練の再開は私はやるべきではない、それから、今年度中にあと2機、追加配備するという、そういう報道も聞いております。追加配備など到底受け入れられない、このことを主張しておきたいと思っております。終わります。

○坪内委員長

そのほかございますでしょうか。

白石委員。

○白石委員

質問ではなくて、ちょっと私の思いを述べさせてください。

中国電力の職員人件費の負担の件なんですけれど、この間いろいろ説明は聞かせていただいて、思いは理解をいたします。本来、国が財政措置すべきだ、その通りだというふうに思います。今までは、国がやらないので、核燃料税で対応してきたということだろうと思うんですけれど、でも国が財政措置をしないからといって、何で中国電力にお金をもらわんといけんのかっていうのが、だって今まで17%の中でやってきたわけでしょう。それは、財政上厳しいのは分かるけど、こんなことをしていたら本当に何か、島根県の立ち位置、中国電力に対する立ち位置っていうのが、何か物すごく危うくなる気がして、私はすごく不安です。感想でしかないのですが、説明のしようがないと思いますが、言わないとちょっと気が済まないの、言わせていただきました。以上です。

○坪内委員長

よろしいですか。

そのほかございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、防災部全般に関し、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。よろしいですか。

それでは、以上で防災部所管事項の審査及び調査を終了します。執行部の皆様、お疲れさまでした。

それでは、ここで休憩を取りたいと思います。2時25分からでいいですか。再開は2時25分からといたします。

〔休 憩〕

○坪内委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより、防災部・土木部所管事項について調査を行います。なお、執行部の出席につきましては、関係者のみといたしましたので、御了承ください。

それでは、報告事項について執行部から説明を受けます。質疑は、全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

遠藤港湾空港課長。

○遠藤港湾空港課長

私どもからは、境港の特定利用港湾の候補選定について御報告申し上げます。まず、土木部からは1ページ目の1、概要から2ページ目の4、今後の予定までを説明させていただきます。

そうしますと、早速1、概要を御覧くださいませ。1ポツ目、国は総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁が平素から必要に応じて空港・港湾を円滑に利用できるよう、特定利用空港・港湾の指定を進めておられます。2ポツ目、国から境港の管理者でございます境港管理組合に対しまして、11月22日境港が特定利用港湾の候補となり、関係省庁と港湾管理者との間で港湾施設の指定に、受入れに相当しますところの円滑な利用に関する確認事項を取り交わしたいとの申出がございました。あわせまして3ポツ目、特定利用空港・港湾においては、民生の利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の

艦船・航空機の円滑な利用にも資するよう、必要な整備または既存事業の促進を図るとされているという説明がございました。

そうしますと、恐縮でございますが、飛んで3の下のほうの図面を御覧いただきたいと思います。これ現在の指定状況というところでございます。今年8月に追加指定されまして、図面でございますように現在20港湾8空港の指定がなされているというところでございます。加えまして、国からの説明では、今回、境港に併せて10港湾程度、候補があるという話を伺っているところでございます。

戻りまして、大きな2番、令和6年10月7日ここにありました2の港湾管理者より関係自治体に対する国からの申入れに先立つ事前の説明、これを御覧いただきたいと思えます。参加者、これについては御覧のとおり国は3機関、境港関係は、港湾管理者と関係4自治体でございます。主な説明内容は、1つ目が、境港の選定理由、これは周辺に自衛隊の部隊、米子、出雲駐屯地、美保基地が存在していることということ。艦船等が利用可能な港湾施設の整備が一定程度進んでいることということでございます。そして、新たに自衛隊の基地を設置するものではなく、年数回程度の訓練、これが想定されているということ。加えて、本取組は有事の際の利用を対象にしたものではないということ。有事は別の法律、具体的には、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律によると、こういったことなどの説明がございました。なお、下記に写真がございましたが、併せて説明のあった写真を掲載しております。

続きまして、2ページ目の4でございます。今後の進め方、境港管理組合から下記のような手順で進められるという御説明がございました。まず、境港管理組合から関係自治体及び港湾利用者に特定利用港湾に関する意見照会、私どもの4自治体には既に11月27日に意見照会の文書が参っております。その中で、懸念事項や要望を取りまとめ、国、関係機関の対応方針を確認するという。その後、境港管理組合が関係自治体および港湾利用者の意見を踏まえ、今年度末を目途に特定利用港湾指定に関する確認書の締結の可否について、国へ意向を回答するという、こういった予定で進めていきたいという御説明がございました。

土木部からは、以上でございます。

○坪内委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

そうしますと、私からは境港管理組合に対する県の意見案について御説明いたします。

先ほど、土木部の説明にございましたように境港管理組合が関係機関の意見を照会しまして、懸念事項ですとか要望を取りまとめ、国、関係機関の対応方針を確認することに今後なっていきますけれども、11月27日に島根県に対しましては意見照会があつてございます。これにつきまして、県では次のとおり意見を述べることでございます。

この3つの意見でございますけれども、まず1つが、境港は島根半島の直近に位置しており、島根半島部における防災対策の迅速化・円滑化が期待できることから、必要なインフラ整備を着実に進めること。この意見につきましては、例えばでございますけれども、岸壁の耐震性が強化された場合に、発災後に自衛隊の護衛艦ですとか海上保安部の巡視船が接岸できる可能性が高くなりますので、より大型の船舶が利用できるようになれば、住

民避難ですとか、救難部隊等の派遣がより効率的に実施できるようになることが期待されるため、要望するものでございます。

次に、2番目としまして、他の空港や港湾の整備に支障が生じないよう必要な予算を確保することとしております。国におきましては、安全保障上の観点から重要性を加味しまして、必要な予算を確保し、事業の着実な推進に努めるとされております。特定利用空港・港湾の指定を伴う岸壁等の整備につきましては、従来の公共事業予算や制度により整備されることとなっております。したがって、その他の空港・港湾、県内3空港ですとか、浜田港でございますけれど、これにつきましては、今後の予算配分に影響があることも懸念されることから、それらの空港・港湾の整備に支障が出ないように必要な予算の確保を要望するものでございます。

3番目といたしまして、この取組を進めるに当たっては、地域に不安や懸念が生じることがないように、引き続き県や地元市への丁寧な説明を行うこととしております。これにつきましては、自衛隊や海上保安庁が港湾施設を使用することにより、住民や企業の利用に影響が出るのではといった地域の不安や懸念も考えられますので、地元自治体に対しまして、丁寧な説明を求めるものでございます。

私からは以上でございます。

○坪内委員長

説明がありましたが、質疑等はございませんか。

尾村委員。

○尾村委員

まず、結論から申し上げます。私は境港の特定利用港湾の指定は、断固反対します。これは結論です。

冒頭、遠藤港湾空港課長から概要説明がありましたけれども、ここに書いてあるとおり、海上保安庁もそうなんですが、自衛隊が平素から必要に応じて空港、今回のは港湾ですね。港湾を円滑に利用できるよう特定利用空港・港湾の指定を進めている。だから、平素から利用するんだと、こういうことになっているわけです。

有事の場合は別規定という話があったんですけども、このことに、指定によって、こういうことが起こるかという、私は国が出している「総合的な防衛体制の強化に資する公共インフラ整備」に関するQ&A、今年の8月26日に更新された国の文書です。国がちゃんとどういうことになるか、ここは正直に言ってるんですよ。Q&Aでいって、Qの30までQ&A作ってるんですが、非常に危険なことがいっぱい書かれてましてね、ちょっと代表例1つ挙げると、自衛隊が特定利用空港・港湾を利用する際に、弾薬等の危険物を取り扱うのですか、これがクエスチョン14で出てるんですよ。これ国が作った文章です。自衛隊は、特定利用港湾を利用する際、弾薬の危険物を取り扱うのですか、これに対して国がちゃんとこう書いとるんです、アンサーで。自衛隊では、武器、弾薬等を含む物資輸送や部隊の展開のために、特定利用空港・港湾を利用することはあります。言っている意味分かります。国が、特定利用港湾や空港だったならば、弾薬等危険物扱うかっていったら、ちゃんと言っとるんですよ、弾薬などを含む物資の輸送、それから、自衛隊の部隊を展開するために港湾を利用するんだと書いているんですよ。

じゃあどうなるかって言ったら、軍港になるっていうことなんです、これは。軍事港に

なると、境港が軍用港になるということなんです。これは、国が認めてるんですよ。だから、今、この間自然災害が多発しているから、例えば能登半島地震でも、港湾に船がつけられなかった。だから、港湾の耐震化とか整備、岸壁整備っていうのはみんな求めているわけです。だから、国土交通省を巻き込んで、港湾整備してやるからこれ認めろっていう、防衛省との合体のやり方なんです。だから、私は断固反対だ。軍事利用をされるような港湾というのは、有事の際には真っ先に攻撃対象になる、ここは。

だから、2つ目に戦火、戦争を呼び込むような公共インフラの軍事利用など、本当に許されない。この地域の人々の命と安全を守るためには、私はこういう指定は断固反対だと言わざるを得ません。この地域の人たちに、こういう今、危険な流れがあるということを、きちっと説明責任を果たさないと、国が指定せえって言ったから、はい分かりました、指定しますよとか、こういうことだけは、もうこんなことは許されることは、私はないと思います。ちゃんと県民に対して説明しないといけない。国に対しても、こういう危険なことは、きっぱりとノーと言うぐらいな姿勢が、私は必要だというふうに思います。これについては、土木部に聞いてもちょっと違うと思うんで、防災部のほうで、私が今申し上げたことについての考え方、回答してください。

○坪内委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

国におきましては、特定利用港湾について、軍事施設化するものではないと、年に数回程度の訓練を想定している、こうしたことを先ほど委員の御指摘の中にもありましたように、Q&Aという形でホームページで公開しておりますけれども、委員御指摘の懸念もあると思っております。そうしたことがございますので、今回先ほど御説明しました境港管理組合に対します3つの意見の中の、意見書の3番目といたしまして、地域の不安ですとか懸念に対しては、県や地元市に対し丁寧な説明を行うよう求めることを盛り込んで、境港管理組合に意見を伝えることといたしたところでございます。以上でございます。

○坪内委員長

尾村委員。

○尾村委員

きちっと、県としても適切な対応をしていただきたいと思います。

ちょっと土木部もおられるんで、こういう話はどうかかもしれませんけど、結局、2015年に集団的自衛権の行使が閣議決定された。集団的自衛権行使の容認が。これ今まで一貫して、憲法に反すると言っていたものが、集団的自衛権行使の容認を閣議決定したんですよ。安全保障法制が通った。これは同盟国が戦争したときに、日本も一緒に戦争に参加するという法律になっているわけです。この法律に基づいて、安保三文書が作られて、その安保三文書の中でよく読んでみれば、敵基地攻撃能力を日本が保有するんだということと、5年間で軍事の予算を43兆円確保するんですということがうたわれてるわけですよ。非常に危険な動きが進んでいると私は思います。軍事対軍事というのは、これは危険だと思うんです。軍事対軍事というのは。

ここの島根の地域というのは、鹿島町に原発がある、だからこれあした議論しますけどテロ対策は、されたときどうするかという議論が出てるわけですよ、原発。原発が攻撃

されたらどうなるかとか。あそこの米子空港も2007年に、これ米軍基地化されてるわけですよ。これ土木の人ははじめて聞かれると思うけど、米子空港というのは米子鬼太郎空港という名前と、航空自衛隊美保基地という名前と、美保飛行場という米軍基地なんですよ。だから、アメリカからしたら米軍空港になってるんです、米子空港は。だから、自衛隊機とか、航空自衛隊機とかいろいろ訓練したりするわけです。危険なんです。そこで境港までも、こういうように軍事利用されるということになったら、この地域狙われる危険があると思うんですよ。私はそういう今の流れというのを、しっかり見ていかないといけないということを改めて強調しておきたいと思います。以上です。

○坪内委員長

そのほか。

中村芳信委員。

○中村芳信委員

これ本会議で吉田議員が質問していた、そのときに答弁したと思うんですけど、これを境港が受ける、了解したときに島根県や境港にとってどういう意図、どういう特典あるんですかね。

それと、最初に言わなきゃいけない、出された資料、冒頭に総合的な防衛対策強化になるって話だけど、今の執行部の話なんかも聞いていて、防災対策に役に立つのかなど思ったりして聞いてたんですけど、防衛上の問題、防災対策とか、そういうことに場合によっては、例えば原発の避難訓練を年何回かやるって言ってるけど、それと併せて、そうしたものを、避難対策だとか、そういった点からメリットが出てくるんじゃないかなという話なんかも思いながら、今執行部の説明聞いてたんですけど、その辺をちょっとどう思うかなと思って。原発が目と鼻の先にあるわけですから、避難計画で自衛隊だとかそういうところもちゃんとお願いするって話になっているわけでしょう。その辺をもう少し、ちょっと考えて現実的に島根県で。それで軍事基地化するわけではないわけだから、別に造るって言ってるわけじゃない、現行の港を多少、自衛隊、艦船だとか海上保安庁の艦船が民間の人の船とは違って、それなりに特殊なもんだろうから、それにも対応できるような工事はやっていくってわけですね、これ。その辺はどうですか。境港を指定するというのは、鳥取県もどう判断するかもあるわけだから、島根県だけってならないわけだから、だから島根県としてはどう考えるかってことはきちっとやったほうがいいと思うけど。言いたいことが半分ぐらいしか言えないけど。まず、境港にとってどういう利点がありますか。

○坪内委員長

加本防災危機管理課長。

○加本防災危機管理課長

そうしますと、私のほうからは防災の観点から述べさせていただきたいと思っております。境港が特定利用港湾に指定されたとした場合ですけれども、例えば岸壁の耐震性が強化されますので、発災後において自衛隊の護衛艦ですとか、海上保安庁の巡視船が接岸できる可能性が高くなると考えております。島根半島の直近に境港が位置しておりますので、そうした特性から、島根半島の防災対策の迅速化ですとか円滑化が期待できるのではないかと考えております。

また、能登半島地震におきましては、例えば金沢港などにおきまして、ヘリ搭載型の護

衛艦に救助隊員を乗せて出向いたしまして、孤立地域に対して、沖合からヘリコプターで救助隊員を投入したと、そういった事例もございました。境港が使用可能になりますと、島根半島におきますこうした救助の円滑化にも期待できるのかなと考えております。さらに、同じく能登半島地震におきましては、周辺港において護衛艦に救援物資を搭載しまして、能登半島沖から搭載船を使って孤立地域に物資を供給したと。境港がそういった形で使用が可能であれば、島根半島におきます救援の円滑化にも期待できるのかなと考えております。さらに、断水が続く能登半島にあります七尾港でございましたけれども、巡視船から給水車に給水を行いまして、避難所等へ給水支援を支えた、そうした支援もございました。境港に隣接する市町に対しましても、給水支援を継続して実施すると、こういったことも期待できるのではないかと考えております。以上でございます。

○坪内委員長

中村芳信委員。

○中村芳信委員

そういうメリットあるなら。前に秋田県秋田市と山口県の萩市で北朝鮮のミサイル対策の候補地にしたら反対した、それとは訳が違うわけだから、話が。その辺はもう少し、尾村委員が言われるのも分からないこともないけど、そこまで考えなくてもいいんじゃないのかなって私は思うんで、今、防災危機管理課長が言われたようなそうしたメリットあるわけですから、特に島根県側の防災対策上のメリットもあるわけですから、そうしたことも踏まえて、最終的に境港管理組合が国に話をするんでしょうけど、一応島根県の立場としては、考え方としては、そういうことであります、ということやっていいのかなと、今話を聞いてみて、改めて感じました。私はこういうことでやってもらいたいなと思っております。

○坪内委員長

遠藤港湾空港課長。

○遠藤港湾空港課長

私からは整備面のメリットについて、御説明申し上げます。今のところ具体的な整備という計画などというのは今聞いてございませんが、一般的な話としまして、加本防災危機管理課長から最初に御説明があったと思っておりますが、あくまでこの民生の利用を主としつつ自衛隊、海上保安庁の船舶の円滑な利用に資するよう必要な整備、これは新規事業ということでございます。それから、既存の事業でございます。今やっている事業、これの促進を図るということを国から説明を受けております。具体的には、この事業につきましては、他の公共事業、港湾の公共事業の枠組みでなされますけれども、安全保障上の観点からの重要性も加味されるというところで、指定されて当該設備については、整備が促進されるんだというような理解をしておるところでございます。以上でございます。

○坪内委員長

中村委員。

○中村芳信委員

ですから、防災対策上、それから実際に日本の安全対策ってのはしなきゃいけない、そういう時代になってきつつあるわけですから、今、そうしたところもあるので、国に対しては島根県の意見として、あくまで民生利用が基本だということで、そういうことなら

了解しますとそうした条件つけてもいいですから、了解すればいいのでないですか。

○坪内委員長

そのほかございますか。よろしいですか。

それでは、以上で防災部・土木部所管事項の調査を終了します。執行部の皆様お疲れさまでした。

委員の皆様は、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○坪内委員長

続いて、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談します。

調査テーマに係る委員長報告についてです。11月26日の委員会におきまして、委員長報告案をお示しし、御意見をお伺いしたところですが、その後特に御意見等はありませんでした。本日は、前回配付いたしました案を再度タブレットに登録しておりますが、この案により委員長報告を行うこととしてよろしいでしょうか。（「はい」と言う者あり）

それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の審査及び調査で、委員長報告に特に盛り込むべき事柄がありましたら、御意見をお願いします。（「別にいいです」と言う者あり）ありがとうございます。

それでは、委員長報告につきましては、先ほどの調査テーマに係るものと合わせて作成することで、正副委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。

次に、閉会中の継続調査事件についてですが、お配りした案のとおり議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

本日の予定は以上ですが、ほかに何かございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○坪内委員長

それでは、これもちまして防災地域建設委員会を閉会いたします。